

関税・外国為替等審議会の 答申への対応について

令和 5 年 9 月

農林水産省

目次

I 令和4年度関税・外国為替等審議会における議論の状況

- I-1. 関税審関税分科会における主な意見
- II-2. 関税・外国為替等審議会の答申内容

II 加糖調製品をめぐる動向と暫定税率引下げによる政策効果等

- II-1. 加糖調製品の調整金徴収制度
- II-2. 砂糖及び加糖調製品の需給動向
- II-3. 甘味全体の需要量の推移
- II-4. 直近の加糖調製品の輸入動向
- II-5. 加糖調製品からの調整金収入の推移と政策効果
- II-6. 加糖調製品と国産の砂糖の価格差（説明の方向性）

III 国内産糖に係る競争力強化の取組

- III-1. 国内産糖の生産・製造コストの低減のこれまでの取組
- III-2. さとうきびの生産コストの低減に向けた取組
- III-3. てん菜の生産コストの低減に向けた取組
- III-4. 甘しゅ糖の製造コストの低減に向けた取組
- III-5. てん菜糖の製造コストの低減に向けた取組
- III-6. 精製糖工場の状況

IV 中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的な取組

- IV-1. 砂糖勘定の収支をめぐる状況
- IV-2. 持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について
- IV-3. 異性化糖調整金に係る運用の見直しについて
- IV-4. 物流2024年問題への対応（砂糖）
- IV-5. 持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進に向けた取組
- IV-6. 国境離島におけるさとうきび等を原料とする国産SAFの地産地消モデル構築に向けて
- IV-7. 調査結果概要
- IV-8. さとうきび等を原料とする国産SAFの地産地消モデル
- IV-9. 砂糖の需要拡大運動（「ありが糖運動」等の取組）
- IV-10. 砂糖の需要拡大に向けた菓子の輸出の取組

V 加糖調製品に係る関税改正要望の概要

- V-1. 関税審での意見・答申を踏まえた対応方向（案）
- V-2. 加糖調製品に係る令和6年度関税改正要望の概要

VI 参考資料

- （参考1）加糖調製品の例
- （参考2）TPP11、日EU・EPAの合意内容
- （参考3）TPP11税率のステージング一覧（調整金対象加糖調製品6品目）
- （参考4）加糖調製品に係る令和5年度関税改正要望の概要

I 令和4年度関税・外国為替等審議会 関税分科会における議論の状況



I-1. 関税審関税分科会における主な意見

◆ 関税審関税分科会(令和4年10月31日)において、加糖調製品における暫定税率の引き下げをめぐる活発な議論が行われたところであり、以下のとおり、主な意見が出された。

- ・ 糖価調整制度を維持していくためには、ステークホルダー全体で相当の努力をしていかないと難しい。消費者ユーザー負担をできるだけ下げていくという努力が必要ではないか。
- ・ 糖価調整制度の問題は、市場やシグナルが必ずしも生産現場に伝わらないこと。したがって、意識的に関係者に努力しいただく必要がある。
- ・ 暫定税率を引き下げて調整金の徴収の余地を広げるということについては引き続き必要で、併せてステークホルダー全体の努力ということを期待したい。
- ・ 国家的な安全保障の問題にも関わるが、台風常襲地帯である鹿児島・沖縄のようなさとうきびしか育たないところに定住をさせていくことが大事。製糖工場等で働き口を確保して定住を進めていくことも国策として必要。今は防衛費増大の問題はあるが、もし南西諸島が無人島になってしまったらとてつもなく大変な財源が必要になる。
- ・ 砂糖の需要の減るスピードというのも見極められないが、先が見えない状況だと非常に不安であるため、引き続き産地における合理化努力や菓子類の輸出に取り組むなど、できることは頑張っていたきたい。
- ・ 食料安保の観点からも、日本の砂糖の生産がゼロになっていいということではないと思うので、どのぐらいを目指してやるのか、そして転作をどのぐらい求めるのか、どのぐらいのスピードでやれば安心なのかというようなことをもうちょっと精緻に現場に伝わるようにしてほしい。農業に携わっている現場の方々がしっかりとした理解をされて努力をされるということに期待したい。

I-2. 関税・外国為替等審議会の答申内容

- ◆ 令和4年12月の関税・外国為替等審議会（以下、「関税審」という。）において、加糖調製品からの調整金の拡大が可能となるよう、TPP11税率の設定状況を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である旨の答申がなされた。
- ◆ 一方、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たり、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方を含めた毎年度の検証と報告が求められているところ。

令和5年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和4年12月15日)(抜粋)

II. 令和5年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、国内の砂糖需要を一部代替している。TPP11協定において、加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、TPP11協定発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

加糖調製品に係る暫定税率については、

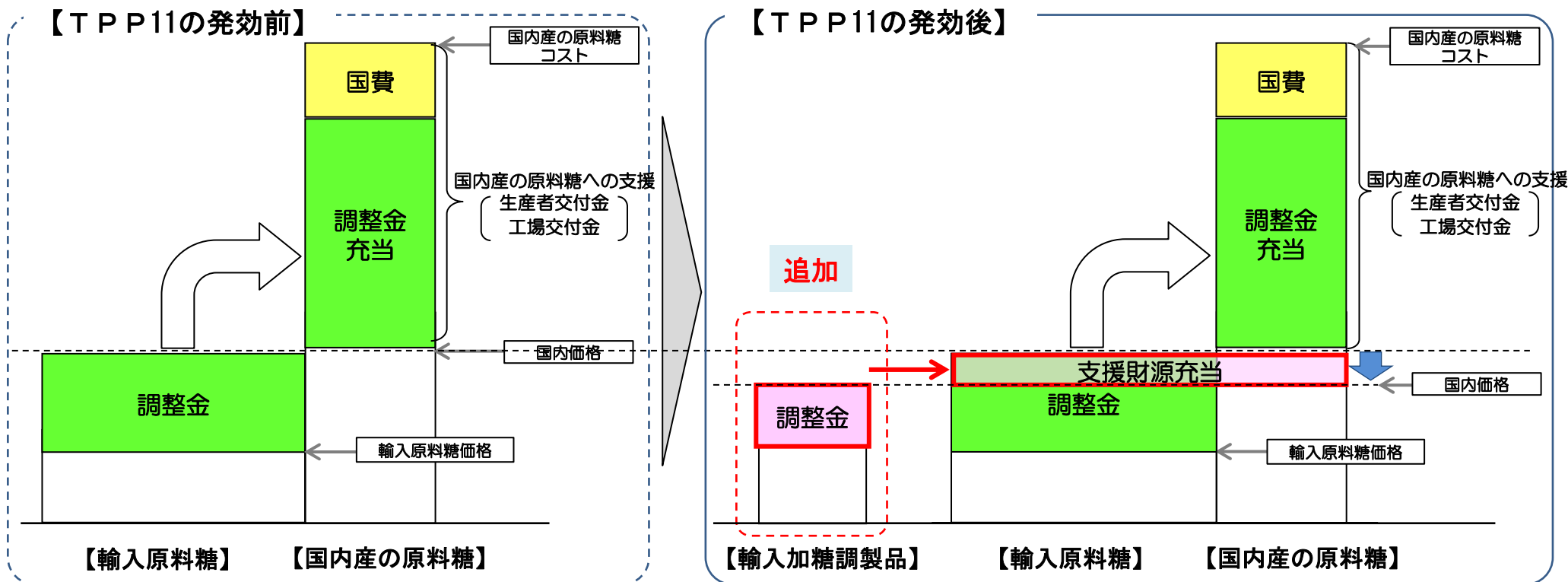
- ・ 糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていること
 - ・ 加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で縮小しているものの、依然として価格差が認められること
 - ・ 加糖調製品全体の輸入量は近年減少しているものの、TPP11協定の枠内税率の引下げや枠数量の拡大等に伴い、一部の品目ではTPP11加盟国からの輸入量が増加しており、今後再び加糖調製品全体の輸入量が増加に転じる可能性も否定できないこと
 - ・ 甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に努めていること
 - ・ 暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により、国産の砂糖の価格が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること
 - ・ こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして、国内産糖への支援の原資となる調整金を拡大する方針であること等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち6品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、調整金の拡大が可能となるよう、令和5年度のTPP11税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である。
- また、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組等について、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に検証及び報告を求めることが適当である。

Ⅱ 加糖調製品をめぐる動向と暫定税率 引下げによる政策効果等



Ⅱ－１．加糖調製品の調整金徴収制度

- ◆ 糖価調整制度は、海外から輸入される原料糖と国内のさとうきび・てん菜を原料とする国内産の原料糖に大幅な内外価格差が生じる中で、その価格差を調整し、国内の甘味資源作物や、これを原料とする国内産の原料糖製造事業等の経営が成り立つようにすることで、国内への砂糖の安定供給を確保していく仕組み。
- ◆ 具体的には、海外からの安価な輸入原料糖から調整金を徴収することにより、輸入原料糖の価格が引き上げられる一方、甘味資源作物の生産者・国内産の原料糖製造事業者に対し、交付金を交付(図の緑色部分)することにより、国内産の原料糖の価格が引き下げられ、これらの措置により、両者の価格のバランスが図られ、国内において両者の価格は同水準(図の「国内価格」部分)となる。
- ◆ 平成29年11月の「総合的なTPP等関連政策大綱」において、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」と記載され、平成30年12月30日(TPP11の発効日)から、改正糖価調整法に基づき、加糖調製品を新たに調整金の対象とし、これを国産の砂糖の支援財源に充当すること等を通じて国産の砂糖※の競争力の強化(図の赤色部分)を図っているところ。

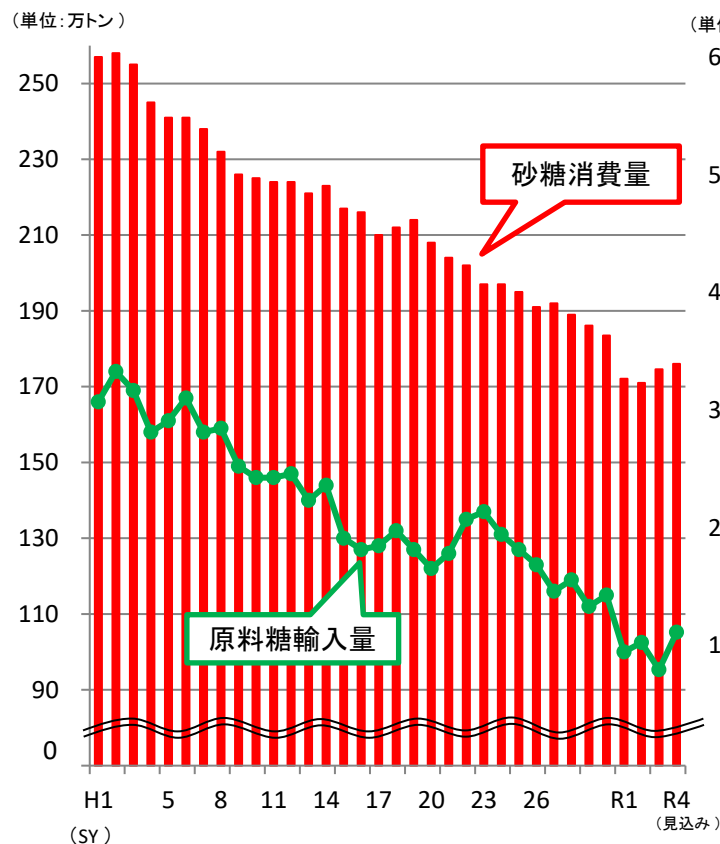


※ 輸入又は国内産の原料糖を使用して製造される砂糖

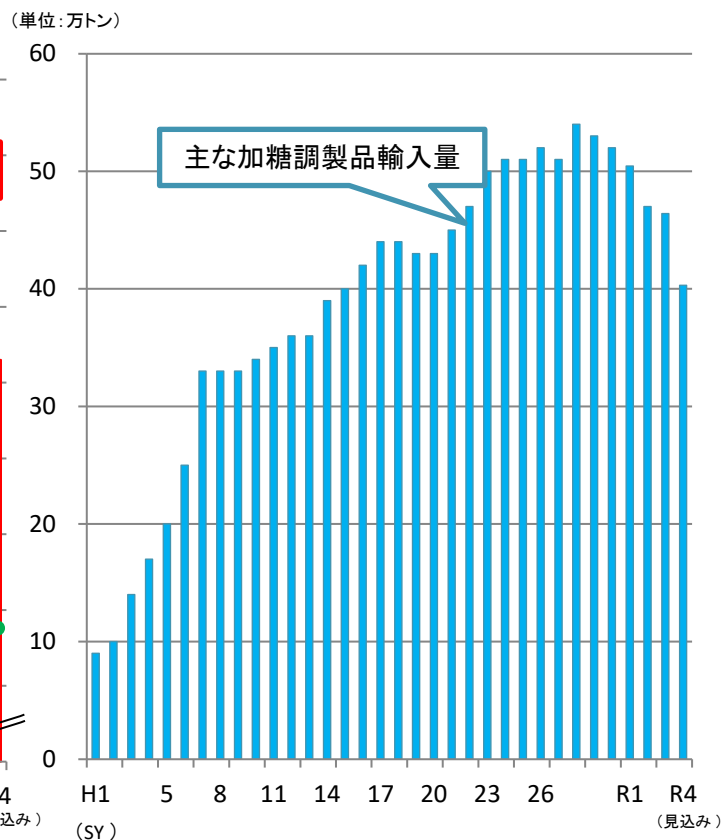
Ⅱ-2. 砂糖及び加糖調製品の需給動向

- ◆ 砂糖とソルビトール等を混合した調製品の輸入が自由化された平成2年以降、安価な加糖調製品の輸入量は、大幅に増加し、国内の砂糖需要を代替。
- ◆ 直近の令和4砂糖年度では、主な加糖調製品（調整金徴収対象外ラインも含む）の輸入量は、約40万トンと前年に比べ減少する見込み。

○ 砂糖の消費量の推移



○ 加糖調製品の輸入量の推移



加糖調製品(調整金徴収対象)の概要

種類	内容	用途	推計砂糖含有率	主な輸入先国
ココア調製品	ココア粉、カカオマス+砂糖等	チョコレート菓子飲料等	87%	韓国、シンガポール、マレーシア
調製した豆	小豆、いんげん豆+砂糖等(加糖餡が主)	和菓子等	50%	中国、タイ
コーヒー調製品	インスタントコーヒー+砂糖等	飲料、アメ菓子等	80%	ベトナム、インドネシア
粉乳調製品	全粉乳又は脱脂粉乳+砂糖等	コーヒー飲料、アイスクリーム等	65%	シンガポール、韓国
その他の調製品	ソルビトール+砂糖等	水産練り製品、菓子、佃煮等	80%	韓国、タイ

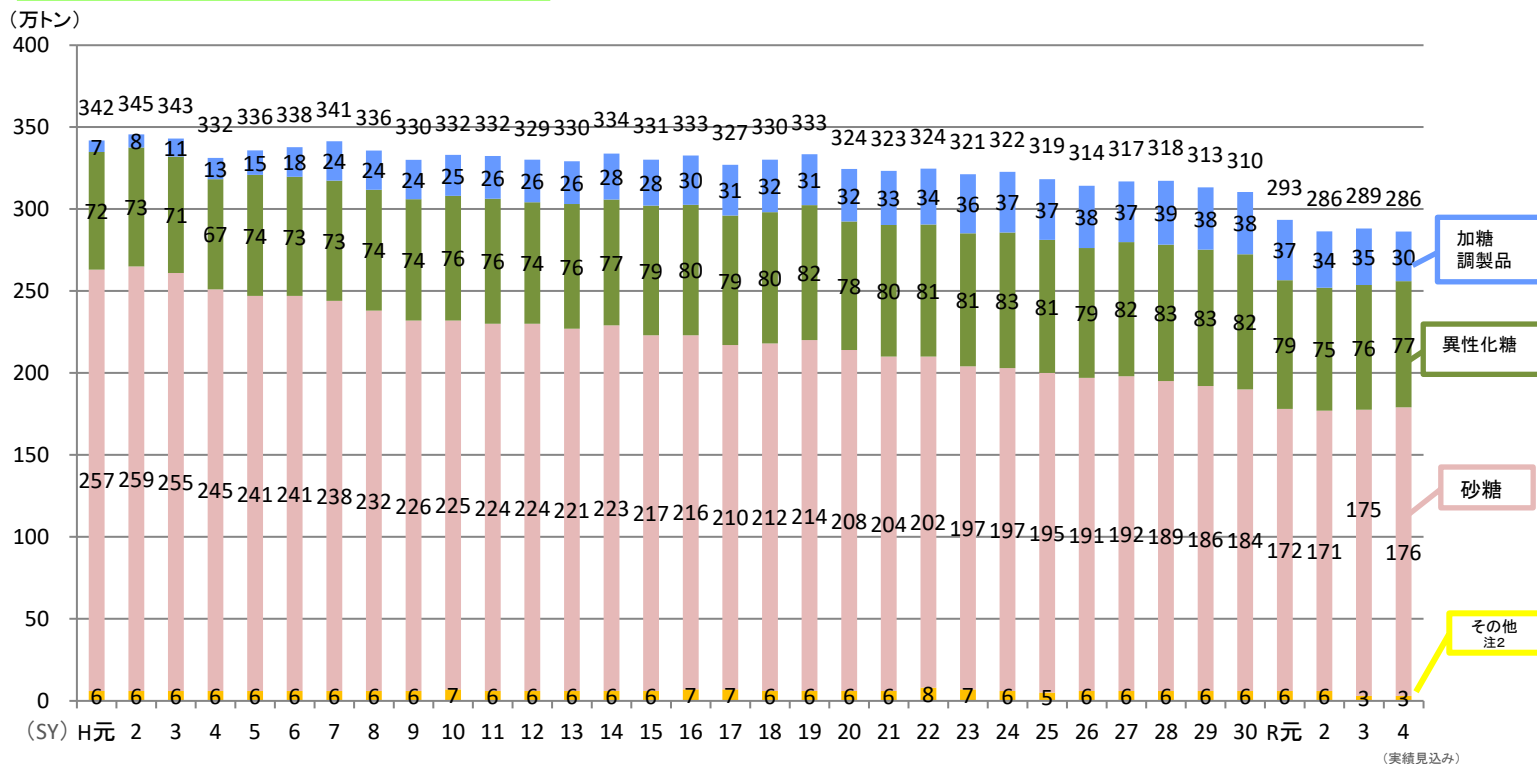
資料: 農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」、財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成

注: 砂糖年度とは、当該年の10月から翌年の9月までの期間。

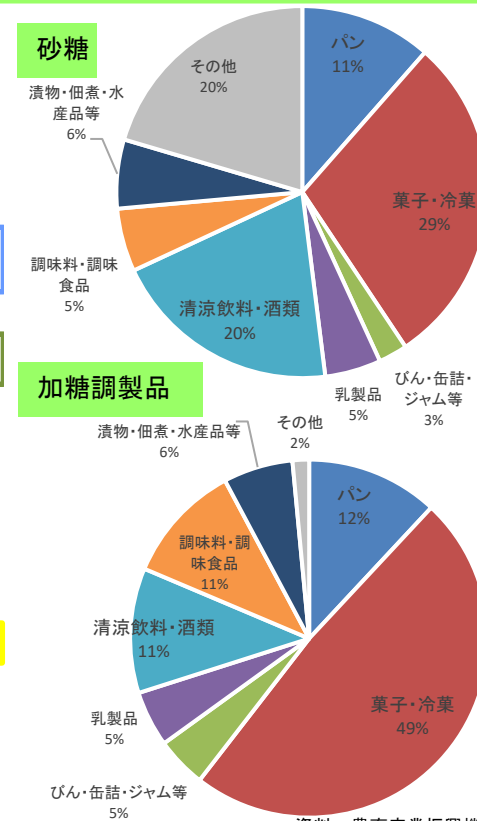
Ⅱ-3. 甘味全体の需要量の推移

- ◆ 甘味全体の需要量は、人口減少や消費者の低甘味嗜好等もあり減少傾向。直近では、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞の影響等もあり、300万トン进行り込む状況。
- ◆ 甘味の内訳では、加糖調製品の輸入が自由化されて以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加し、加糖調製品が砂糖需要と代替してきた。甘味全体の需要が減少する中で、加糖調製品も減少している状況。（加糖調製品の需要量：7万トン（H元砂糖年度）→30万トン（R4砂糖年度（見込み））、砂糖の需要量：257万トン（H元砂糖年度）→176万トン（R4砂糖年度（見込み）））
- ◆ 異性化糖については平成15年以降は横ばいで推移しており、令和元砂糖年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、R3砂糖年度以降は回復基調。
- ◆ 砂糖、加糖調製品ともに菓子・冷凍、清涼飲料水・酒類、パンへの仕向けが多く、両者は競合関係にある。

○ 甘味全体の需要量の推移



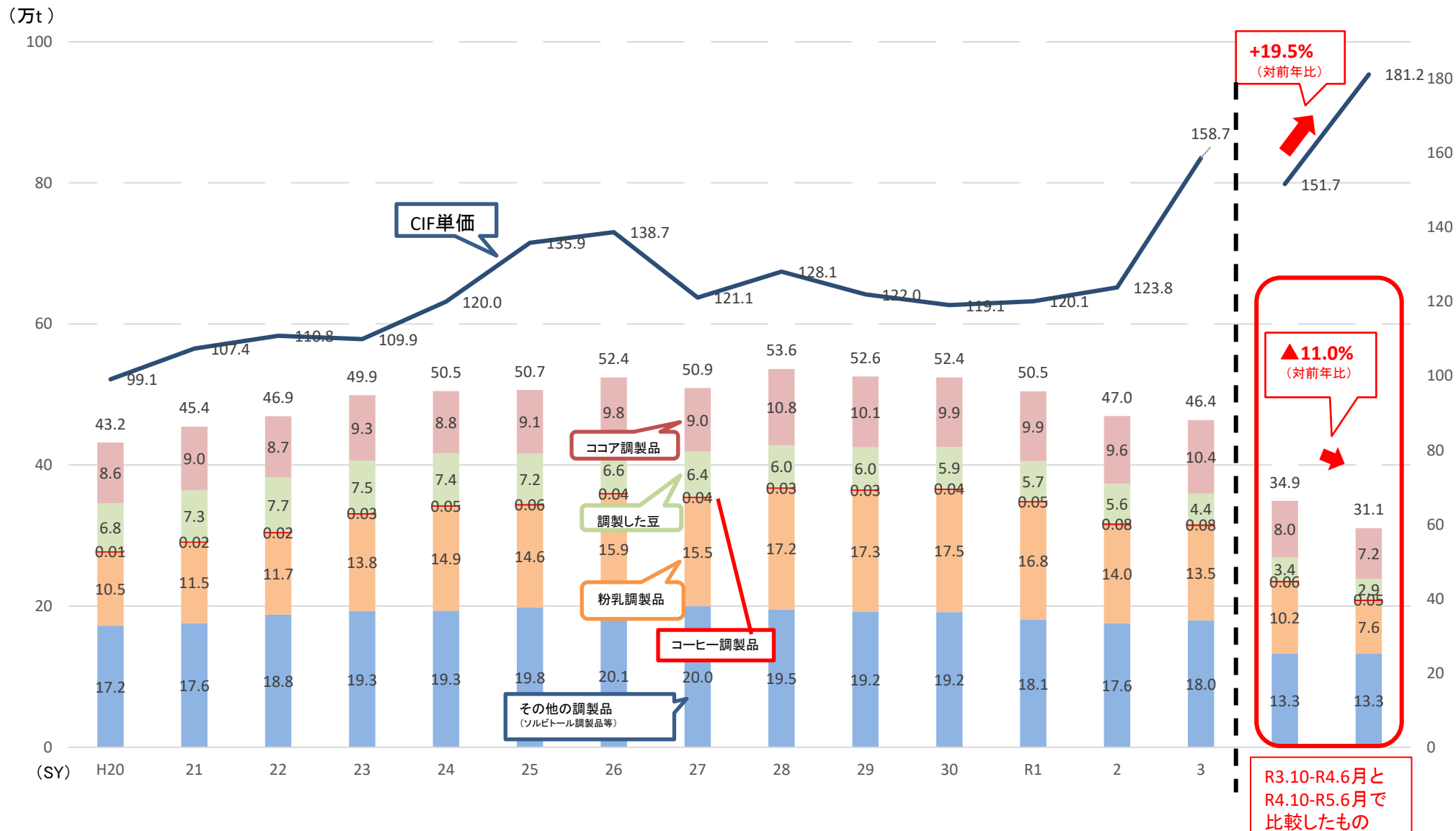
○ 砂糖と加糖調製品の用途別仕向割合(R3)



資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」 注1：加糖調製品は含糖率ベースの推計。 注2：その他は含蜜糖、工業用等。
注3：異性化糖とは、主にとうもろこし由来のコーンスターチを原料としたぶどう糖と果糖を混合した液糖。主に清涼飲料水の原料となる。

Ⅱ-4. 直近の加糖調製品の輸入動向

◆ 令和4年10月～令和5年6月において、主な加糖調製品の輸入量は、粉乳調製品の輸入量減少等により対前年比で11%減少。一方C I F単価は、円安やエネルギー価格高騰等により対前年比で19.5%増加。



Ⅱ-5. 加糖調製品からの調整金収入の推移と政策効果

- ◆ 加糖調製品からの調整金収入については、暫定税率引下げに伴う調整金の徴収幅の拡大に加え、円安や国際糖価、エネルギー価格等により、加糖調製品のCIF単価が大きく上昇したことから、直近1年間で約94億円とこれまでに比べても大きく増加。
- ◆ 暫定税率引下げ対象となる6品目のうち、特に、ココア調製品の2品目及び粉乳調製品(2品目)については、暫定税率引下げに伴う調整金の徴収幅の拡大が寄与し、引下げ6品目の収入は大きく増加。
- ◆ 加糖調製品の調整金収入は、輸入数量及びCIF単価、暫定税率引下げによる徴収幅により変動。数量や単価を固定するなど一定の前提を置いた上での暫定税率引下げによる収入の増加分は、毎年2～3億円程度。
- ◆ これら調整金収入を原資として、輸入原料糖の調整金軽減及び国内産糖等の交付金への支援充当の措置を講じているところであり、暫定税率引下げによる調整金の軽減効果は、毎年の国産の砂糖価格の引下げに寄与することから、引き続き、暫定税率の引下げは必要。

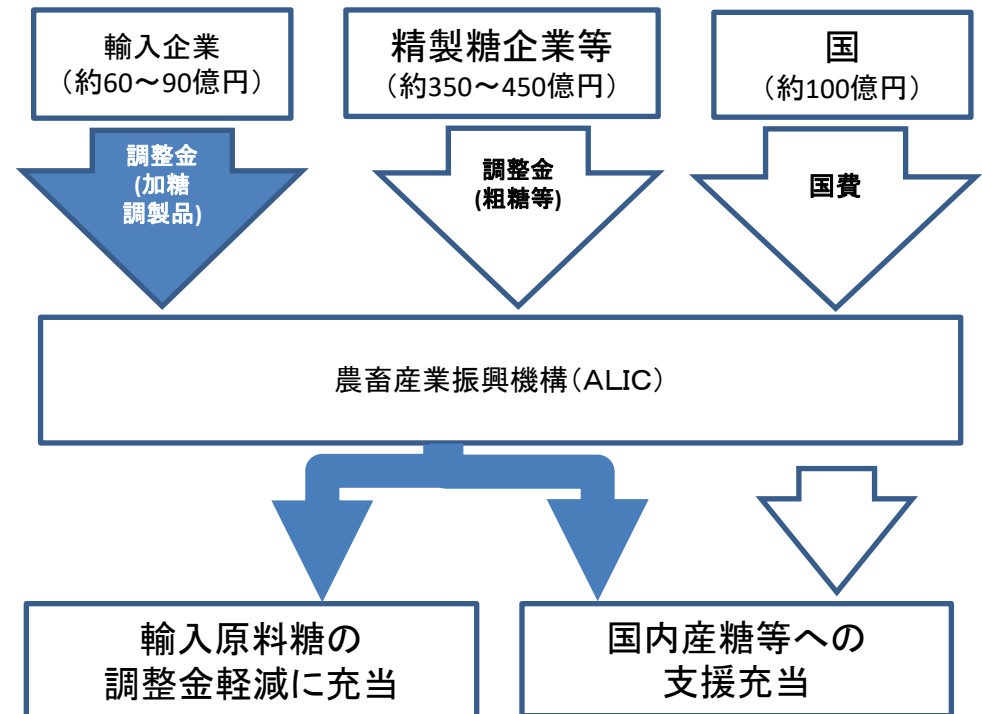
○ 加糖調製品からの調整金収入の推移

(単位：億円)

	R元	R2	R3	R4
ココア調製品	4	6	9	11
粉乳調製品	4	7	11	14
豆調製品	14	14	13	14
コーヒー調製品	0.01	0.04	0.02	0.02
その他調製品	40	38	43	54
合計	62	65	76	94
うち引下げ6品目	5	10	16	24

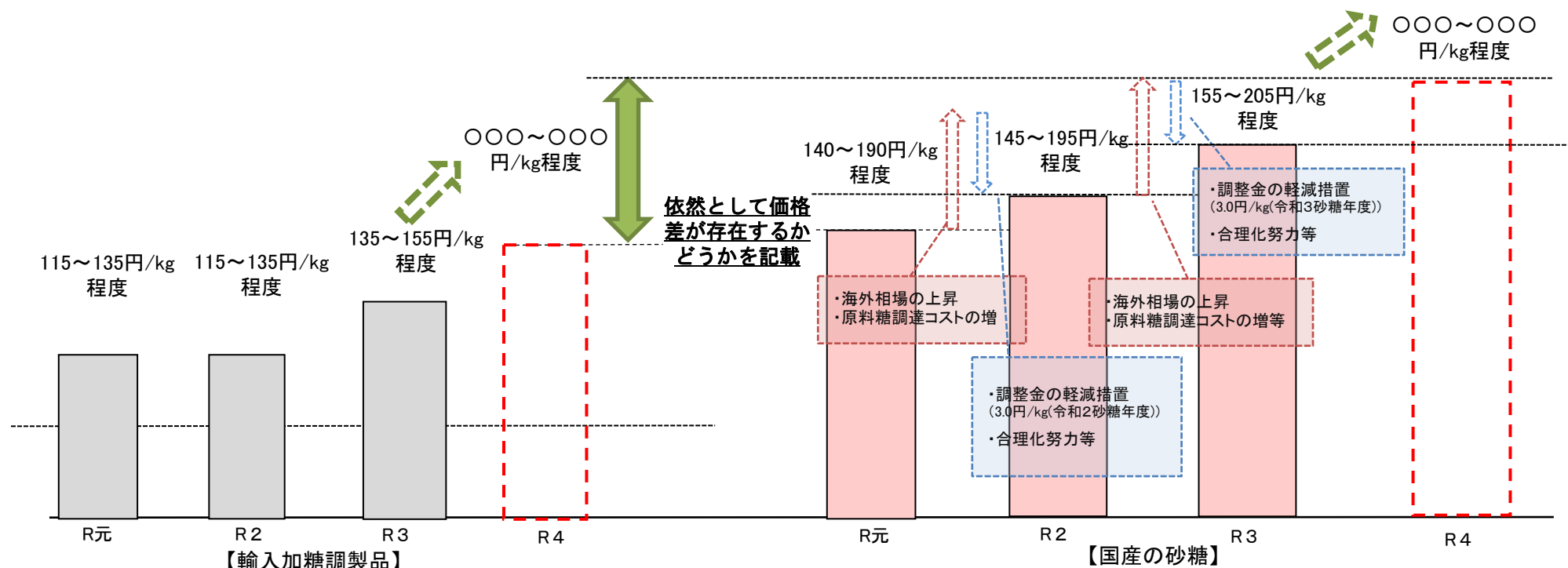
資料：農林水産省地域作物課作成
注：集計期間は当該年の7月から翌年6月

○ 砂糖勘定のスキーム図



Ⅱ-6. 加糖調製品と国産の砂糖の価格差（説明の方向性）

- ◆ 暫定税率の引下げによる政策効果については、輸入原料糖の調整金の軽減額を通じて発現することから、加糖調製品と国産の砂糖の価格差について、調整金の軽減措置を明示しながら、その時々を経済状況を踏まえた価格の要因を分析し、令和4年における効果を説明する。
- ◆ 状況としては、原油相場の上昇に伴うブラジル等主産地でのエタノールへの用途転換による供給懸念等を背景として、砂糖の国際相場が上昇し、国産の砂糖の価格は上昇することが見込まれる一方、円安や白糖の国際相場高騰、海上運賃の高騰等を背景として、加糖調製品の価格も上昇が見込まれている。これら両者の価格動向の要因を丁寧に分析し、説明する。
- ◆ 価格差が依然として生じているかどうかを丁寧に検証し、価格差が存在する場合には、引き続き、暫定税率の引下げの措置を求めていく。



資料：加糖調製品の価格はALIC調べを基に農林水産省地域作物課作成。国産の砂糖の価格は農林水産省地域作物課調べ。

（輸入又は国内産の原料糖を使用して製造される砂糖）

注：加糖調製品は、主要な例としてソルビール調製品（含糖率80%程度）とした。

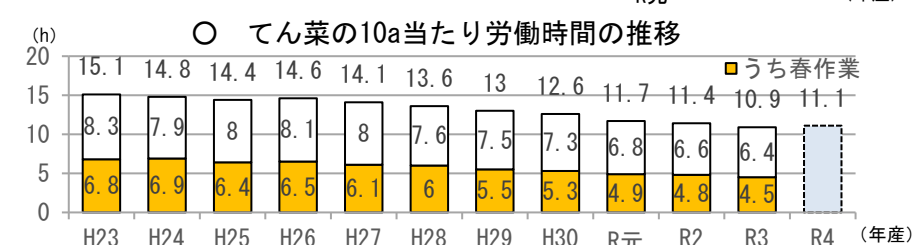
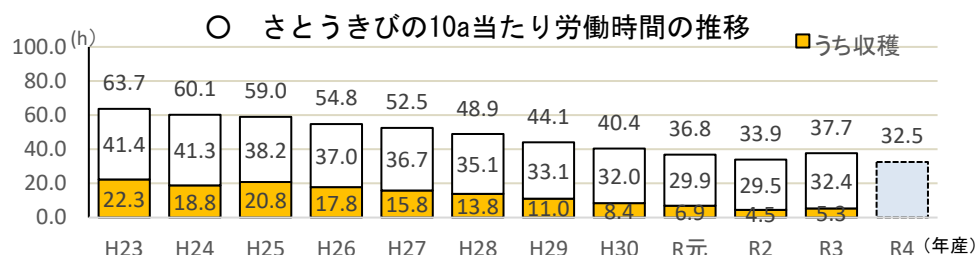
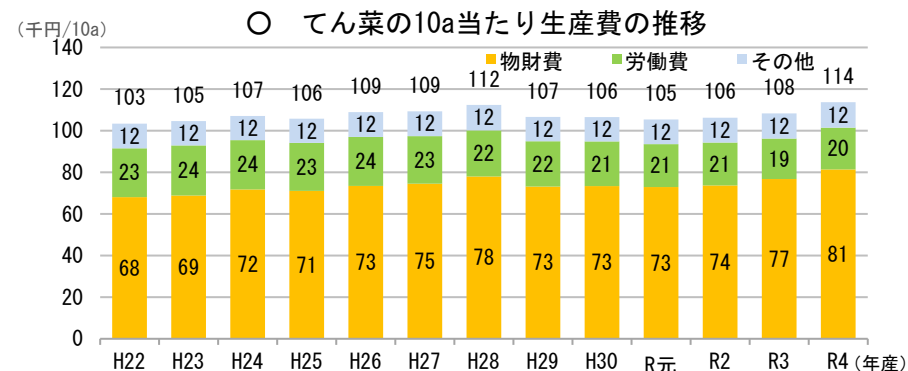
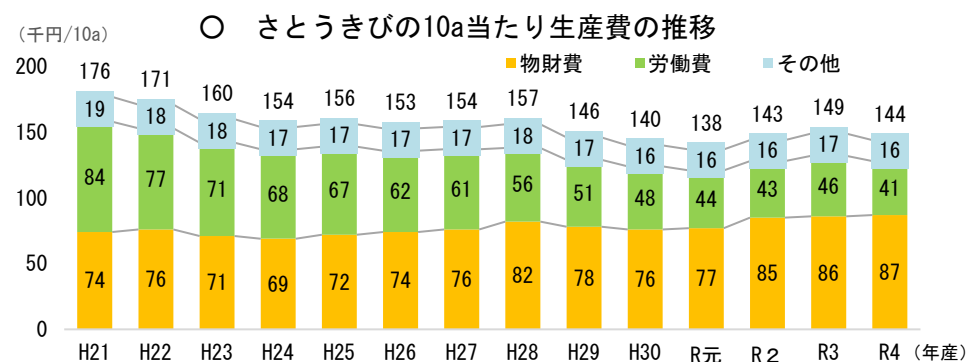
※輸入原料糖の軽減措置は、平成30年12月30日～令和元砂糖年度までは3.4円/kg。令和2砂糖年度～令和3砂糖年度は3.0円/kg。令和4砂糖年度10～12月期は3.9円/kg。令和2～3砂糖年度の軽減額は、暫定税率の引下げにより、調整金の徴収額は拡大していたものの、令和2砂糖年度以前に設定された調整金の軽減の水準が過大となっていたことで、収支が悪化した状態にあったことから、軽減幅を縮小していたことによるもの。

Ⅲ 国内産糖に係る競争力強化の取組



Ⅲ- 1. 国内産糖の生産・製造コストの低減のこれまでの取組

- ◆ さとうきびは、手刈り収穫から機械収穫への移行等により、労働時間は減少傾向。これにより、生産費の中の労働費が大きく減少することで、生産の効率化が図られている。
- ◆ 甘しや糖工場については、工場の老朽化に伴う施設更新や働き方改革に伴う人件費等の掛かり増し経費が製造経費を押し上げている状況にあるが、工場の集中制御化や自動化設備の導入等により製造コストの低減を進めている。
- ◆ てん菜は、他の品目と比較して肥料投入量、防除回数が多く、物財費が高止まりしている状況の中、労働時間を縮減するため、労働負担の大きい春先の植付について、移植から直播に切り替えることにより、生産の効率化を図っている。
- ◆ てん菜糖工場については、石油や石炭等の値上がり等によりコストが上昇することもあるが、省エネルギー設備の導入、原料中間受入場の開設による原料輸送効率の向上、てん菜糖工場再編合理化等により製造コストの低減を進めている。



資料：農林水産省「農業経営統計調査」注：収穫時間は、はく葉、収穫の合計

資料：農林水産省「農業経営統計調査」

○ 甘しや糖工場の製造経費・操業率の推移

(年産)	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4(見込)
製造経費(円/kg)	127	108	103	104	100	81	104	110	104	96	98	106
操業率(%)	52	57	62	60	74	93	74	69	69	78	78	75

資料：農林水産省地域作物課調べ 操業率＝原料処理量(t) / (製糖日数(100日) × 公称能力(t/日))

○ てん菜糖工場の製造経費・操業率の推移

(年産)	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4(見込)
製造経費(円/kg)	68	70	69	63	59	72	61	64	66	64	67	83
操業率(%)	85	90	82	85	94	75	91	84	93	91	95	83

資料：農林水産省地域作物課調べ 操業率＝原料処理量(t) / (裁断日数(130日) × 公称能力(t/日))

○ 甘しや糖工場の整備状況

- ・ 産地生産基盤パワーアップ事業等を活用し、鹿児島県5島(種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島)、沖縄県1島(南大東島)で施設整備を実施。

○ てん菜糖工場の整備状況

- ・ 原料中間受入場の開設：ホクレン中斜里工場及び清水工場において、中間受入場の開設を進めており、原料輸送車両の削減により、原料輸送効率を向上させることにしている。

Ⅲ-2. さとうきびの生産コストの低減に向けた取組

- ◆ さとうきびは、他の作物への代替が効かない中、高齢化や人手不足が深刻化しており、収穫作業だけでなく、作業競合により適期・適切な作業が困難となっている植付・株出管理等春作業の機械化の推進により更に労働時間を低減し、生産費の低減を進める。
- ◆ 多収性、機械収穫適正などの優れた特性をもつ新品種「はるのおうぎ」の普及を拡大していく。
- ◆ さとうきびのスマート農業については、徳之島及び南大東島で、データを活用したスマート栽培や受委託の効率化、自動操舵による管理・収穫の効率化など、スマート農業の普及に向けた実証が進められており、沖縄本島など他の地域にも広がっている。

○ さとうきびの機械化の状況

■ ハーベスタ台数に対する栽培管理機割合(鹿児島県令和4年)

機械種類		ハーベスタ台数に対する割合
植付	全茎式プランター	34%
	ビレットプランター	11%
株出管理機		26%
肥料散布機		28%
除草剤散布機		40%

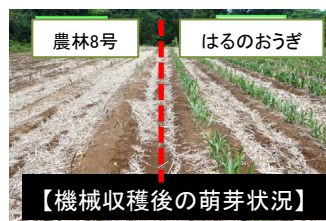
資料：鹿児島県調べ

■ さとうきびの栽培暦と春作業の競合

月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
夏植	収穫					植付準備		植付					
春植・株出		収穫											収穫
		株出管理											
		植付準備	植付			防除・中耕除草・かん水等管理							

○ 新品種「はるのおうぎ」

- 特徴
 - ・ 茎数が多く、優れた多収性
(令和2年産(種子島):7,140kg/10a(島平均比124%))
 - ・ 根張りが強く、機械収穫でも引き抜きが起こりにくい。
萌芽性も良く、株出栽培に適している
 - ・ 主力品種(農林8号)と同程度の糖度
- 普及状況
令和4年産から種子島で作付開始。



スマート農業の取組

<南大東島>

■ R5年度の実証内容

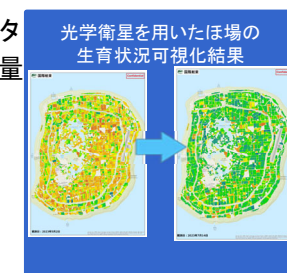
- ・ 生産・生育データ等ビッグデータの活用による栽培・経営改善のための地域営農支援システムの確立
- ・ ビッグデータを活用したスマート農機の効率的シェアリングの実証
- ・ ドローンに加え、衛星データを活用し、生育に影響を与える干ばつ・灌水及び施肥等の状況について衛星データの活用が可能か検証を行いながら、最終的に汎用的な収量予測、糖度予測のモデルを構築



<沖縄本島(南部地区)>

■ R5年度の実証内容

- ・ ほ場の地図情報を電子化し、オペレータを作業ほ場に誘導するとともに、作業情報を共有する受委託システムを確立



<徳之島>

■ R5年度の実証内容

- ・ 関係者が保有する島内のほ場情報を一元化した営農支援システムの活用による、受委託のマッチング及び効率的な受委託調整の仕組みの構築
- ・ 条件不利ほ場でも自動操舵トラクタの利用を可能とするための作業実証



Ⅲ-3. てん菜の生産コストの低減に向けた取組

- ◆ てん菜は、更なる省力化や低コスト化に向け、直播栽培の拡大を進めるとともに、「みどりの食料システム戦略」を推進する中においても、環境に配慮した持続的な生産を行っていくため、特定の除草剤に耐性を持つ品種「KWS 8K879」の普及等も含めた減農薬・減肥料によるコスト低減を通じた収益の確保を目指した経営体の育成も図る。
- ◆ また、防除作業の効率化や農薬散布量及び散布回数の削減を目指し、ドローンが収集する俯瞰画像とトラクター搭載カメラによる近接画像を活用して病斑を検知し、ドローンから農薬を部分散布する実証実験なども行われている。

○ てん菜生産の状況

■ 直播栽培の導入の推移

(単位: ha)

	H27年	R2年	R3年	R4年
直播面積(※)	11,388	17,725	20,436	22,206
作付面積全体	58,800	56,800	57,700	55,400
直播率(※)	19%	31%	36%	40%

資料: 北海道庁調べ

■ 移植栽培と直播栽培の比較

(単位: 千円/10a)

	資材費	燃料費	合計
移植	41,667	1,989	43,656
直播	28,383	1,970	30,353

資料: 北海道農業生産技術体系第5版(北海道農政部編)

■ 肥料費と農業薬剤費の推移

(単位: 円/10a)

	H27年	R2年	R3年	R4年
肥料費	23,959	23,608	23,282	24,653
農業薬剤費	13,692	13,178	12,727	13,070

資料: 農林水産省「農業経営統計調査」

■ 生育データの取得から可変施肥までの流れ



※可変施肥～生育状況から推定した圃場内の地力のムラに応じて、施肥量を自動で変える技術。
写真は基肥(播種や移植の前に耕地に施しておく肥料)の可変施肥の様子。

■ 除草剤耐性品種「KWS 8K879」

- ・ 除草剤の複数処理や手取り除草を省略可能
- ・ 労働力コスト低減に寄与



無処理

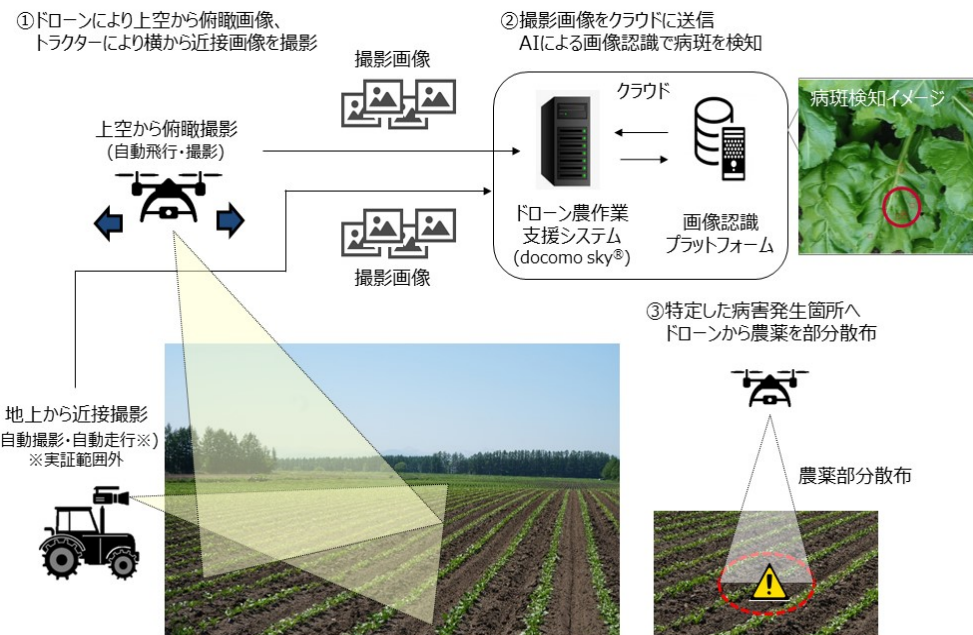


除草剤
1回処理

○ てん菜の実証内容

褐斑病の発生状況の見回り作業にドローン及びトラクターに搭載したカメラを用いた画像収集システムとAIによる画像認識システムを用い、特定した病害発生箇所へドローンから農薬を部分散布することでリモート化・省力化を図り、生産者の経営改善効果を実証(R3～4年度)

ドローンおよびトラクター撮影画像を用いた画像認識によるてん菜褐斑病の病害虫検知



資料提供: オホーツク中山間地高収益作物スマート農業実証コンソーシアム

Ⅲ-4. 甘しや糖の製造コストの低減に向けた取組

- ◆ 甘しや糖工場については、そのほとんどが築約60年と老朽化が進み、設備更新に伴うコストの増大が見込まれることや、働き方改革への対応に伴う人件費の増大が見込まれ、製造コスト増大の要因になり得る状況だが、今後も引き続き、省力化設備の導入等による製造コスト低減の取組を進める。
- ◆ 更なるコスト低減を進めるため、原料糖の共同配送や資材の共同購入など離島間の糖業の連携の在り方について、検討を進めていく必要。

○ 甘しや糖工場の働き方改革への対応

- ◆ 甘しや糖工場は、収穫時期（12～4月）に作業が集中するため、この時期は長時間労働が常態化する上、離島等の立地条件から労働力確保が難しい。
- ◆ 政府一体となって取り組む働き方改革を踏まえ、鹿児島県及び沖縄県の砂糖製造業者は、5年間の猶予期間内（令和6年3月末まで）に長時間労働の確実な是正が求められており、各島・各工場においては、働き方改革に対応するため、農林水産省の事業等を活用し、自動化設備の導入、多能工の育成、人材確保などの長時間労働の削減に向けた取組を実施中。
- ◆ 働き方改革を達成するため、2交代制から3交代制へのシフト変更等に伴う従業員の増加など、人件費の増大が見込まれる。

○ 甘しや糖工場の老朽化の状況



○ 甘しや糖工場の従業員数の推移

砂糖年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年
従業員数	660	636	647	631	578	596	613	625	637	641	640	640

資料：農林水産省地域作物課作成

○ 甘しや糖工場の省力化・省人化設備の導入事例と今後の取組

◆ 鹿児島県喜界島 生和糖業(株)

圧搾工程自動化設備を導入し、圧搾ミルの調整・洗浄等を手作業から遠隔自動操作に変更することにより、圧搾工程に係る作業を1日あたり6時間削減。



◆ 鹿児島県徳之島 南西糖業(株)（伊仙工場）

分離工程の中央制御化設備を導入し、遠隔操作や監視が可能となり1.5時間/日の作業が低減。

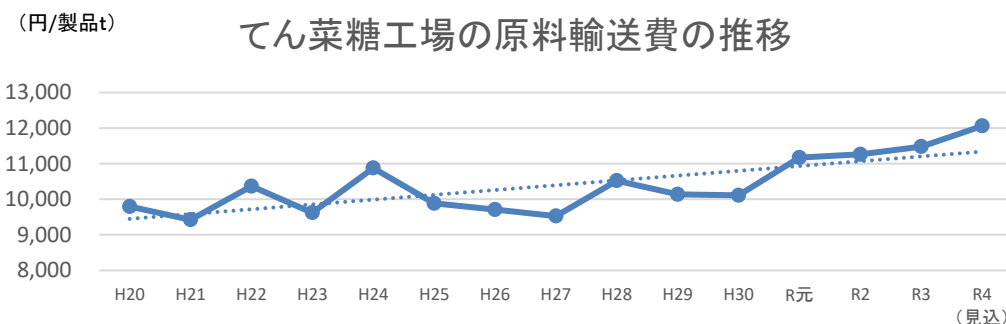


引き続き、省力化設備の導入等を進めていくとともに、原料糖の共同配送や資材の共同購入など離島間の糖業の連携の在り方について、検討を進めていく必要。

Ⅲ-5. てん菜糖の製造コストの低減に向けた取組

- ◆ てん菜糖工場については、トラックドライバー不足等による輸送経費の上昇などが製造コスト増大の要因になり得る状況だが、今後も引き続き、原料輸送のための中間受入場の設置等による流通の合理化や、省力化設備の導入等による製造コスト低減の取組を進める。
- ◆ てん菜糖の効率的な生産体制を構築するため、十勝地方の北海道糖業（株）本別製糖所が令和5年1月をもって生産を終了し、本別製糖所で処理していた原料は、日本甜菜製糖（株）芽室製糖所及び北海道糖業（株）北見製糖所で処理するてん菜糖工場の再編合理化を実施。
- ◆ 加えて、砂糖消費量が減少する中、製造コストの低減のみでは現下の厳しい経営状況を改善しきれない部分があることから、地域の基幹産業であるてん菜糖工場の持続的な在り方について、生産者、行政を含めた関係者で検討を進めていく必要。

○ てん菜糖工場の原料輸送費の推移

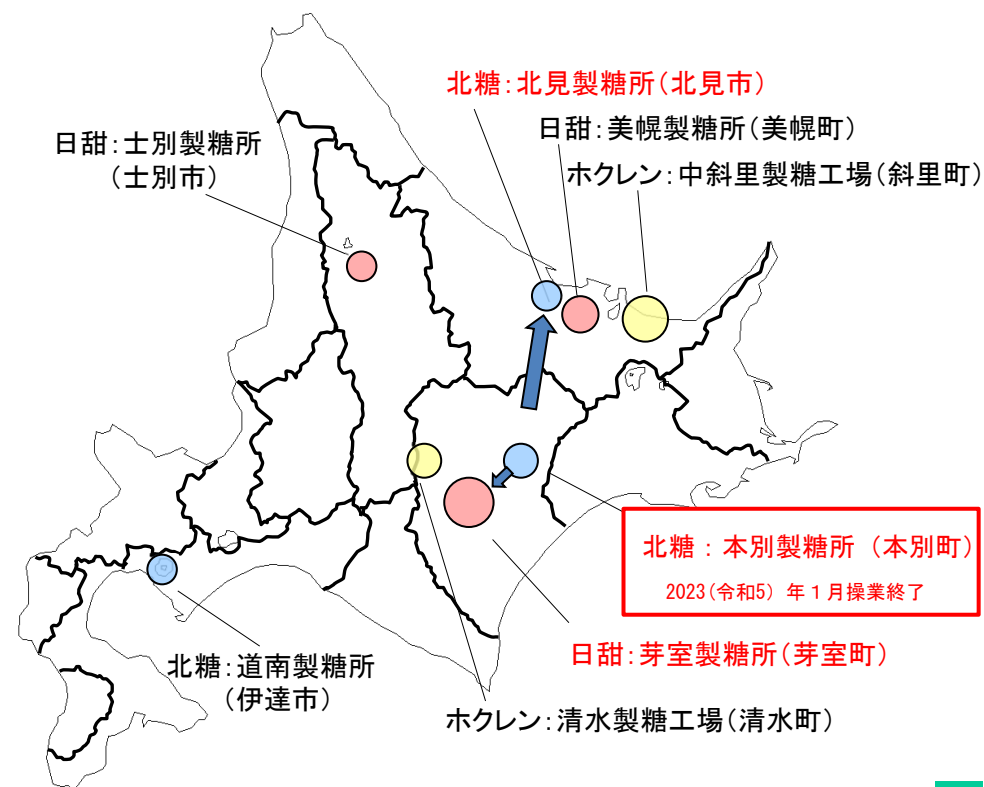


資料: 農林水産省地域作物課作成

○ てん菜糖工場の物流合理化対策の取組事例

令和2年度よりホクレン中斜里製糖工場、令和4年度より同清水製糖工場において、原料輸送のための中間受入場が設置・運営されており、収穫最盛期（10～11月）に委託する原料輸送車両台数を中間受入場開設前からそれぞれ30台削減。（中間受入場開設前の状況、中斜里：270台、清水：130台）

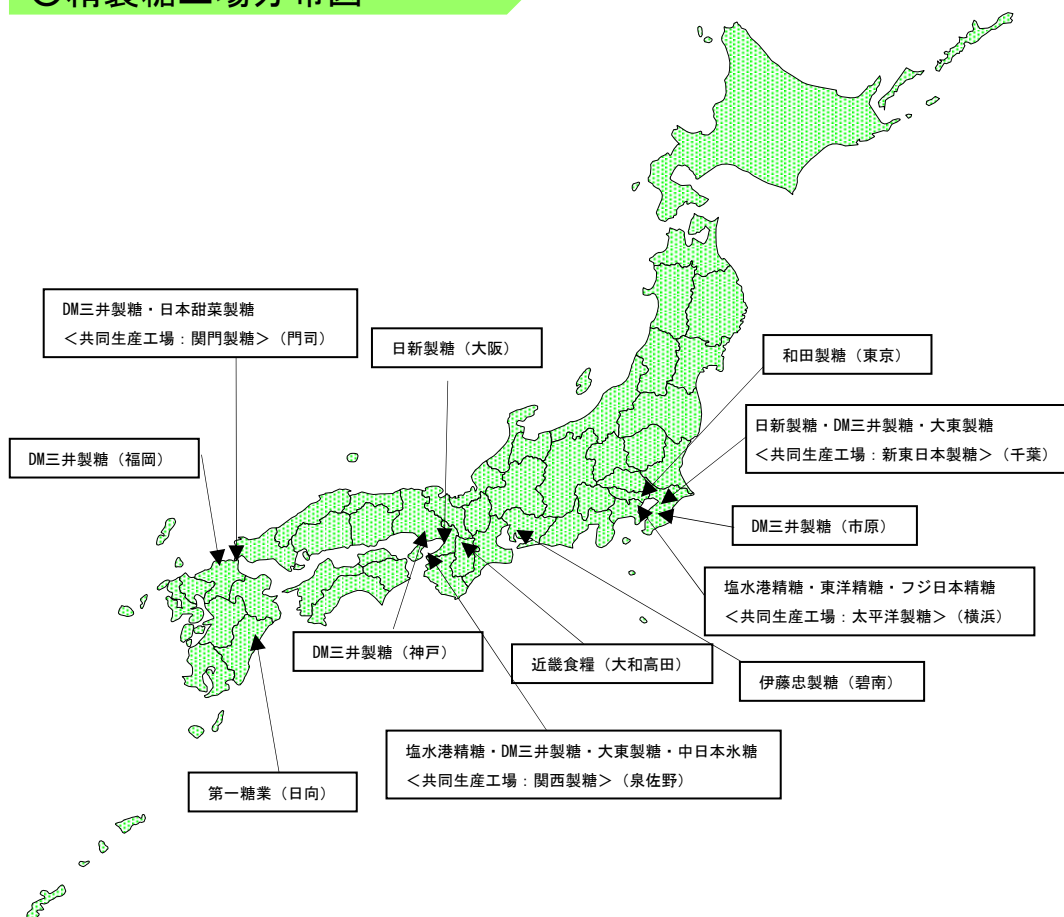
○ てん菜糖工場の再編合理化について



Ⅲ-6. 精製糖工場の状況

- ◆ 精製糖工場は、輸入原料糖や国産甘しや糖等を精糖し、消費者や実需者に最終製品である砂糖を安定的に供給。輸入原料糖に対して賦課される調整金を負担することにより、国内の生産者・製糖工場に対して交付される交付金の財源を賄っている。
- ◆ 主に消費地近くの沿岸部に立地し、現在14社12工場が分布。
- ◆ 精製糖業界においては、企業による合併、工場の統廃合、生産の共同化等の再編・合理化による経営体質の強化を推進。

○精製糖工場分布図



○精製糖企業の経営体質の強化に向けた取組例

＜再編合理化の取組＞

直近10年間で4件の再編が行われ、現在、14社12工場が分布。
（平成以降、8社10工場が統廃合）

【最近の再編の動き】

- 令和5年6月 塩水港精糖と大東製糖が業務提携
- 令和5年1月 日新製糖と伊藤忠製糖が経営統合し、ウェルネオシュガーホールディングスへ
- 令和4年10月 三井製糖と大日本明治製糖が合併し、DM三井製糖へ
- 令和3年4月 三井製糖と大日本明治製糖が経営統合し、DM三井製糖ホールディングスへ
- 令和元年8月 日新製糖が王子製糖から砂糖事業を承継
- 平成25年4月 日新製糖と新光製糖が合併し、日新製糖へ
- 平成24年9月 三井製糖岡山工場が生産終了、神戸工場に集約

【生産の共同化】

- 平成14年7月 関西製糖での共同生産開始
（塩水港精糖、大日本明治製糖、大東製糖）
- 平成14年7月 新東日本製糖での共同生産
（日新製糖、大日本明治製糖、大東製糖）
- 平成13年10月 太平洋製糖での共同生産
（塩水港精糖、東洋精糖、フジ日本精糖）
- 平成13年4月 関門製糖での共同生産
（大日本明治製糖、日本甜菜製糖）

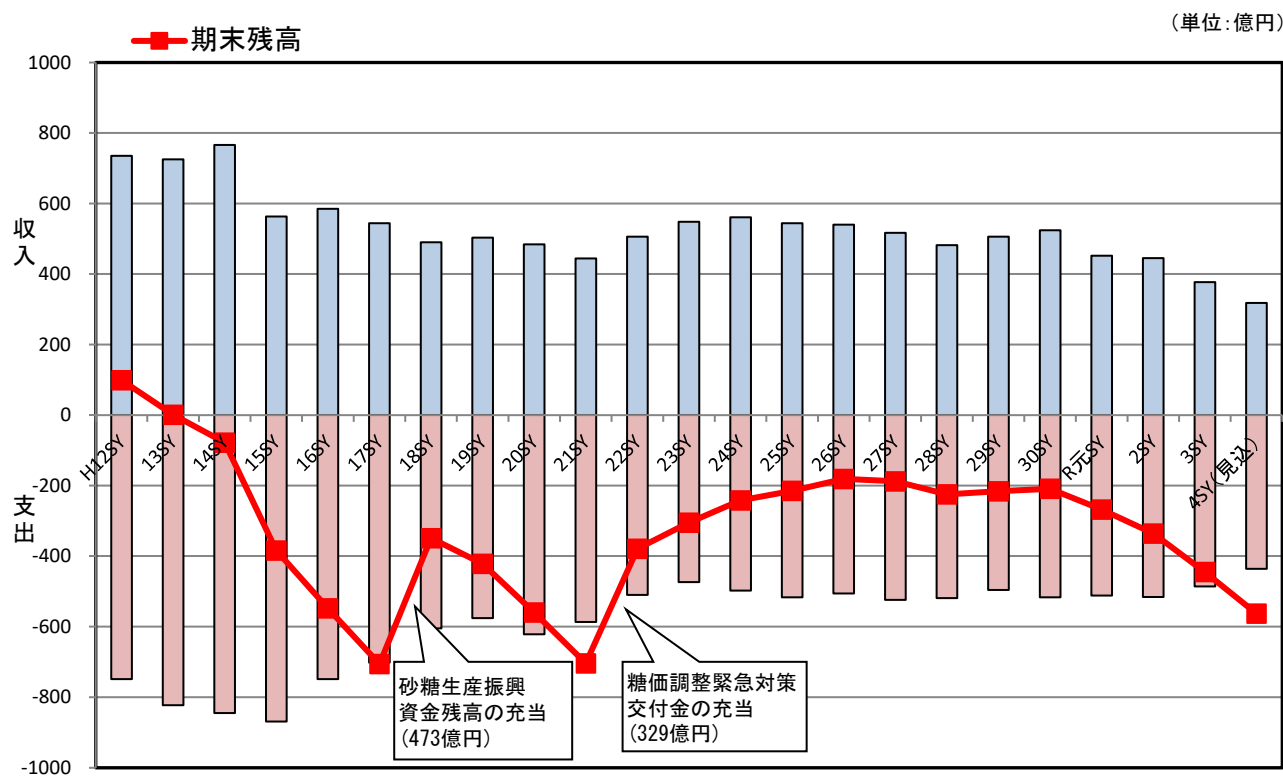
IV 中長期的な在り方及びその実現 に向けた具体的な取組



IV-1. 砂糖勘定の収支をめぐる状況

- ◆ 令和3砂糖年度については、国内産糖の堅調な生産による輸入糖の減少に加え、国際糖価の上昇や円安の影響により、調整金収入が大きく減少し、単年度収支は▲109億円の赤字となった。
- ◆ 令和4砂糖年度については、国際糖価の歴史的な高騰や円安の影響により、調整金収入が前年度よりさらに減少し、単年度収支は▲118億円の赤字となり、累積差損(期末残高)は▲563億円となる見込み。

○ 砂糖の調整金収支の推移



○ 砂糖調整金の期末残高推移

(単位: 億円)

砂糖年度(SY)	単年度収支	期末残高
H12	▲ 14	99
13	▲ 98	1
14	▲ 79	▲ 78
15	▲ 306	▲ 384
16	▲ 164	▲ 548
17	▲ 158	▲ 706
18	▲ 115	▲ 349
19	▲ 73	▲ 422
20	▲ 138	▲ 560
21	▲ 143	▲ 704
22	▲ 4	▲ 379
23	74	▲ 305
24	63	▲ 242
25	27	▲ 215
26	34	▲ 181
27	▲ 7	▲ 188
28	▲ 37	▲ 225
29	10	▲ 216
30	7	▲ 209
R元	▲ 56	▲ 265
2	▲ 71	▲ 336
3	▲ 109	▲ 445
4(見込み)	▲ 118	▲ 563

資料：地域作物課調べ

IV-2. 持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について

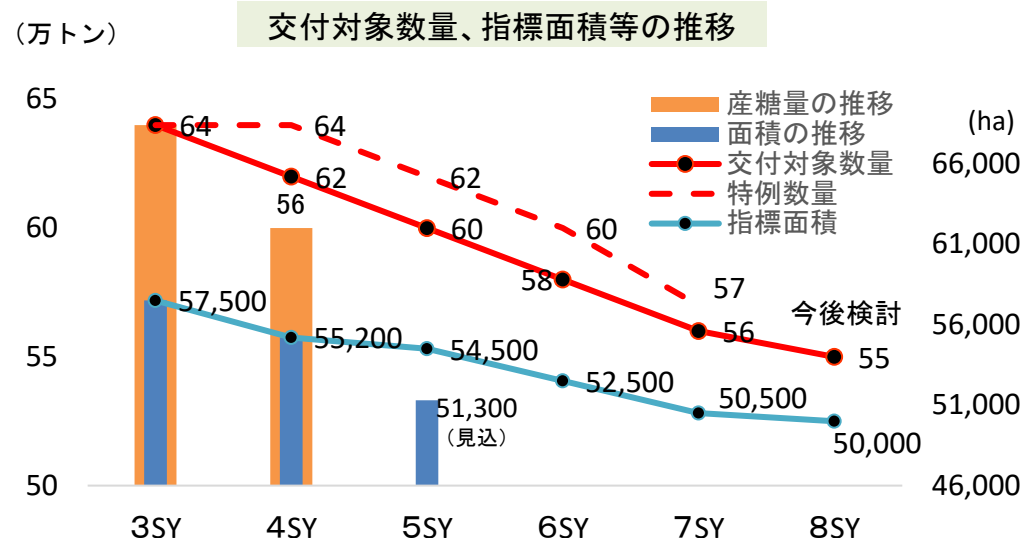
- ◆ 砂糖の消費量が減少する中、てん菜糖業の在庫量が増大し、厳しい経営状況にあるとともに、てん菜生産を支える糖価調整制度の調整金収支についても累積赤字が増大。
- ◆ このような状況が続けば、持続的なてん菜生産が困難となるおそれがあるため、令和8砂糖年度にてん菜糖の国内産糖交付金の交付対象数量を55万トンとするとともに、てん菜から加工用ばれいしょや豆類など需要のある作物への転換、てん菜糖業の過剰在庫の解消に向けた需要拡大等の取組を推進。
- ◆ このような中、令和5砂糖年度におけるてん菜作付面積は、指標面積を下回る51,300haの見込み。

持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について(令和4年12月決定)

- 1 **令和8砂糖年度**における交付対象数量は、**55万トン**（産糖量ベース）とし、令和5砂糖年度から令和7砂糖年度までについては、**別紙の交付対象数量**とする。
ただし、令和7砂糖年度までにおいて、てん菜の**作付面積が、指標面積**（当該砂糖年度の交付対象数量を生産するために必要となる標準的なてん菜の作付面積として定める別紙の指標面積をいう。）**を下回る場合**には、当該砂糖年度の交付対象数量は、**別紙の特例数量**のとおりとする。なお、**令和8砂糖年度における特例数量については、今後検討**する。
- 2 てん菜糖の過剰在庫については、てん菜生産にとって車の両輪であるてん菜糖業の経営に著しく支障をきたしていることから、持続的なてん菜生産を図るためにも、**輸入加糖調製品からの置換えの促進**など、てん菜糖の需要拡大対策を講ずるものとする。
また、てん菜糖業の持続的な経営のため、原料てん菜の集荷の効率化や、てん菜糖の流通の合理化等について、引き続き関係者と検討を行うものとする。
- 3 てん菜から転換する**加工用ばれいしょや豆類**を始めとした需要のある作物については、生産者が意欲を持って転換に取り組めるよう、**必要な支援を講ずる**ものとする。
また、産地において、指標面積に応じたてん菜の作付の促進が図られるよう、てん菜の生産コストの削減等に必要な支援を講ずるものとする。
- 4 **糖価調整制度の持続的な運営**を図るため、**毎年度**、調整金収支の状況や砂糖需給の動向をはじめ、てん菜の生産状況、てん菜糖業の経営状況等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会**甘味資源部会**において、令和8砂糖年度までの**交付対象数量及び指標面積について検証を行う**ものとする。また、当該検証結果を踏まえ、必要と認める場合には、関係者との協議の上、所要の措置を講ずるものとする。

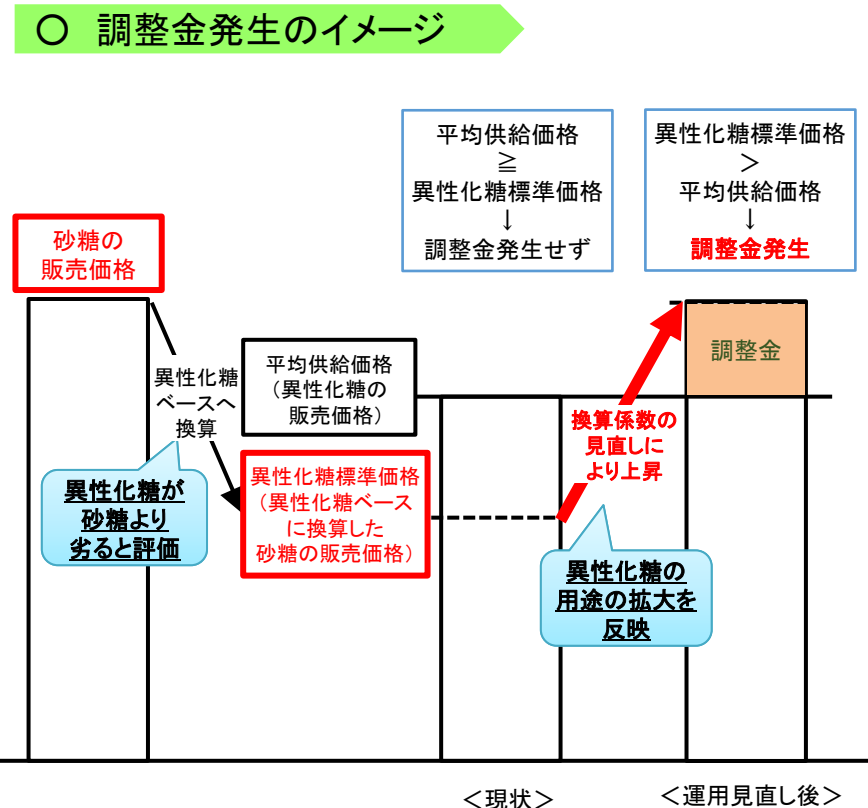
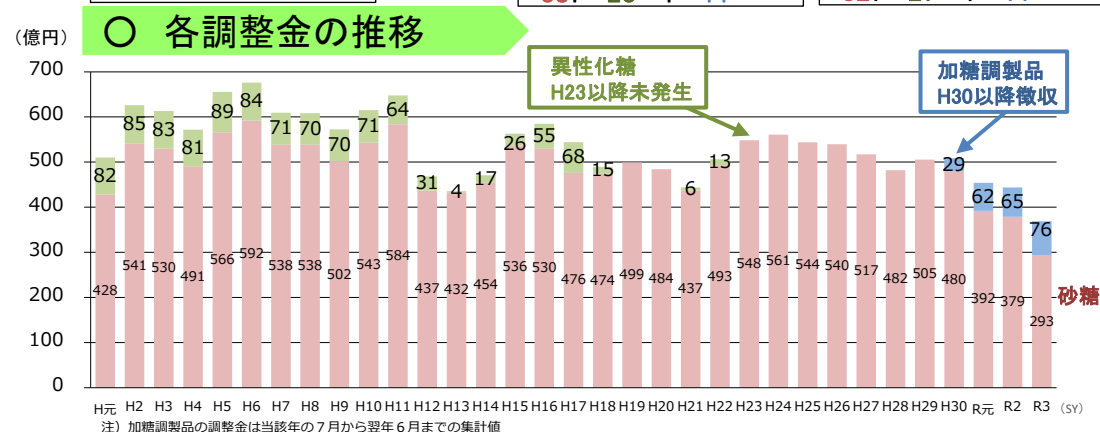
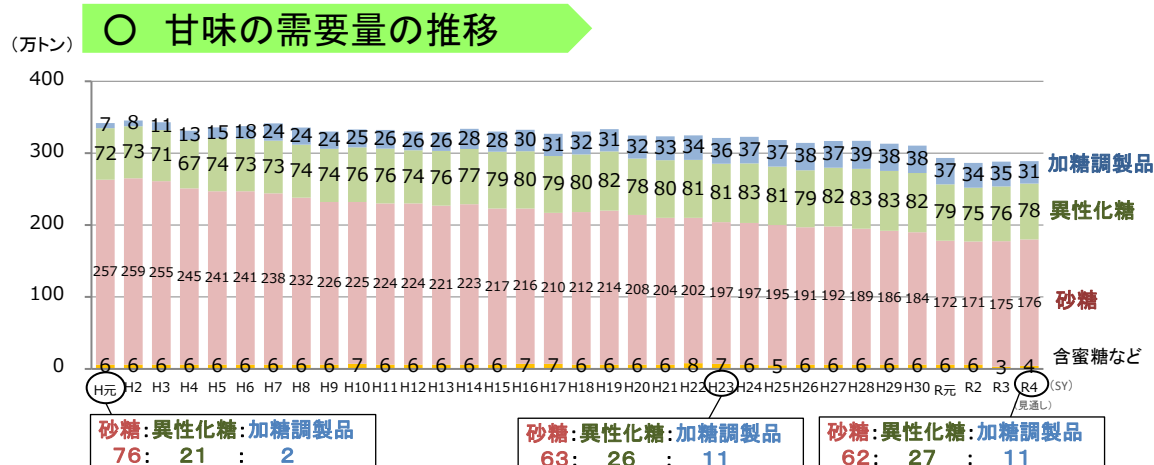
令和8砂糖年度までのてん菜糖交付対象数量

	R5SY	R6SY	R7SY	R8SY
1 交付対象数量	60万トン	58万トン	56万トン	55万トン
2 指標面積	54,500ha	52,500ha	50,500ha	50,000ha
3 特例数量 (作付面積が指標面積を下回る場合の交付対象数量)	62万トン	60万トン	57万トン	今後検討



IV-3. 異性化糖調整金に係る運用の見直しについて

- ◆ 砂糖の需要が減少する中、異性化糖の需要はやや増加から横ばいで推移。一方、異性化糖調整金は平成23年度以降、発生していない状況。
- ◆ 異性化糖調整金については、砂糖の販売価格に異性化糖ベースへ換算する係数を乗じることにより異性化糖標準価格を算出し、これと平均供給価格（異性化糖の販売価格）の差を上限として設定。
- ◆ 現在の運用では、平均供給価格が異性化糖標準価格を上回っており、調整金が発生せず。
- ◆ 今般の運用見直しにおいては、換算係数について、砂糖と異性化糖の用途等の現状を踏まえた見直しを実施。その結果、異性化糖標準価格が上昇し、調整金が発生する見込み。



IV-4. 物流2024年問題への対応（砂糖）

- ◆ 砂糖については、トラックドライバーの不足等を背景として、原料物流から製品物流までの砂糖のサプライチェーン全体における物流効率化が喫緊の課題。
- ◆ 事業者において、ストックポイントの設置や出荷規格の見直しといった物流効率化のための取組が進められている。
- ◆ 物流革新に向けた政策パッケージにおいて示された荷主企業・物流事業者が取り組むべき事項(ガイドライン)に即して、業界ごとに「自主行動計画」を作成し、同計画に基づいて取組を前倒しで実施していく予定。

課題例

○産地における課題

- ・トラックドライバー不足の解消

○トラックドライバーの産地間連携

- ・鹿児島県徳之島のトラックドライバー（主にさとうきびを運搬）を北海道の糖業関連の運輸業者が季節雇用（てん菜を運搬）する方向で協議が進んでおり、令和5年は実験的に8月から1人、9月から1人の計2名が11月末まで雇用される予定。

- ・てん菜集出荷時期のピークカット

○ストックポイントの導入

- ・令和2年度よりホクレン中斜里製糖工場、令和4年度より同清水製糖工場において、原料輸送のための中間受入場が設置・運営されており、収穫最盛期(10～11月)に委託する原料輸送車両台数を中間受入場開設前からそれぞれ30台削減。
(中間受入場開設前の状況、中斜里：270台、清水:130台)

○消費地における課題

- ・荷役の人手不足の解消、負担軽減

○出荷規格の見直し

- ・大袋30kgから20kgへ紙袋規格の変更を推進。

○自主行動計画

- ・精糖工業会、日本ビート糖業協会において自主行動計画を作成し、取組を前倒しで実施予定。

民間での取組例

IV-5. 持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進に向けた取組

- ◆ SAF (Sustainable Aviation Fuel) とは、バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料のことであり、ライフサイクル全体のCO₂排出量を大幅に削減でき、化石燃料由来のジェット燃料と比較して約60～80%の削減効果が期待されている。
- ◆ SAFの導入を加速させるため、官民一体となって取組を進める場として、「SAF官民協議会」が令和4年4月に設立。専門的な議論を行う場として、協議会の下に「製造・供給WG」、「流通WG」が設置されている。
- ◆ 2030年時点のSAF使用量として「本邦エアラインによる燃料使用量の10%をSAFに置き換える」との目標を設定。
- ◆ 2030年における国内のSAFの需要量は171万kL (※1)相当、供給見込み量はそれを上回る約192万kL (※2)。

(※1)2030年における国内ジェット燃料使用量の10% (※2)SAF製造・供給事業者における公表情報等から積み上げ。ただし、原料確保や技術開発等の不確実性あり。

○ 協議会の構成

SAF官民協議会 (2022.4.22～)

事務局：資源エネルギー庁、国土交通省
(計3回実施)

構成員：航空会社、空港会社、石油元売会社等、農林水産省、環境省

製造・供給WG (2022.7.29～)

事務局：資源エネルギー庁
(計3回実施)

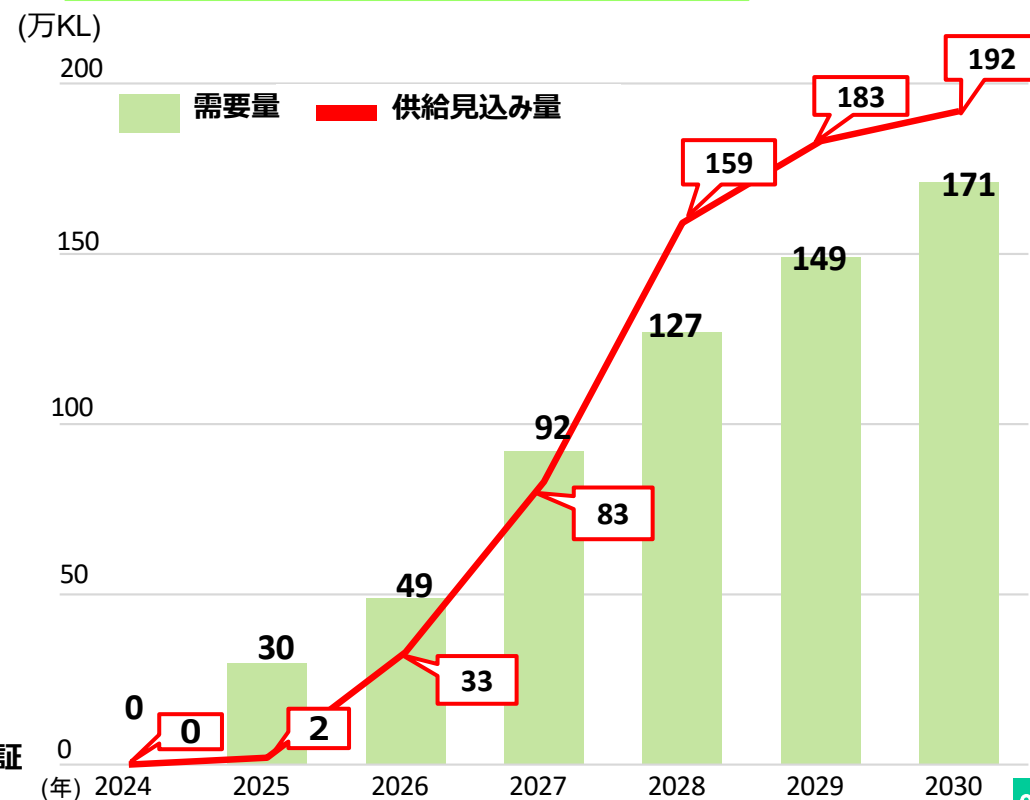
構成員：官民協議会における需要サイド、供給サイドのメンバー、関係省庁等
テーマ：SAFの需給見通し、国産SAFの製造・供給、SAF原料の安定確保

流通WG (2022.7.26～)

事務局：国土交通省航空局
(計3回実施)

構成員：官民協議会における需要サイド、供給サイドのメンバー、関係省庁等
テーマ：SAFのサプライチェーン構築、国産SAFのCORSIA適格燃料登録・認証

○ SAFの利用量・供給量の見通し



出典：経済産業省資料(令和4年11月7日持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進に向けた官民協議会)

出典：経済産業省資料(令和5年5月26日持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進に向けた官民協議会)

IV-6. 国境離島におけるさとうきび等を原料とする国産S A Fの地産地消モデル構築に向けて

- ◆ 世界的にCO₂などの温室効果ガスの排出削減が急務となり、バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料（S A F）の活用等により国際航空におけるグローバルなCO₂削減が求められている。
- ◆ 国内でも、航空機への競争力のあるバイオジェット燃料等の供給を拡大していくこととされ、この導入促進に向け、地産地消が柱の一つとして掲げられている。
- ◆ このため、国産S A Fへの原料供給に向け、国境離島におけるさとうきび等を原料とする国産S A Fの地産地消の可能性について調査・検討を行った。

現 状

<航空業界>

◇国際航空におけるグローバル目標
2020年以降、CO₂排出量を増加させない

◇国内航空における目標
2030年時点で航空燃料の使用量の10%
をS A Fに置き換え

<砂糖業界>

◇毎年2.5万t程度の砂糖消費量の減少

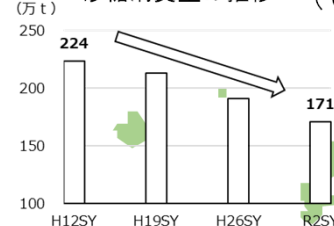
◇沖縄及び鹿児島南西諸島では、
土地利用型作物としてさとうきび以外の代替作物がない。

➡ **国産S A F供給源としての潜在的な有力候補**

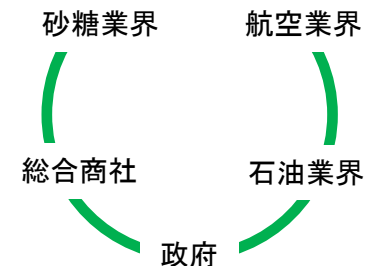
調査・検討の内容

- (1) 国産S A Fのニーズ調査
- (2) 離島航路におけるS A F需要量の調査
航路側：本州・沖縄間、沖縄本島・離島間、
離島・離島間
- (3) 国産S A Fの供給可能数量調査
さとうきび（甘しゅ糖用原料、黒糖用原料）等
- (4) ライフサイクルアセスメント（GHG削減）分析
- (5) S A F製造コスト及び市場評価額の経済分析
- (6) サプライチェーン構築に向けた課題・分析

砂糖消費量の推移



さとうきび等を原料とする国産S A Fの地産地消モデルの構築



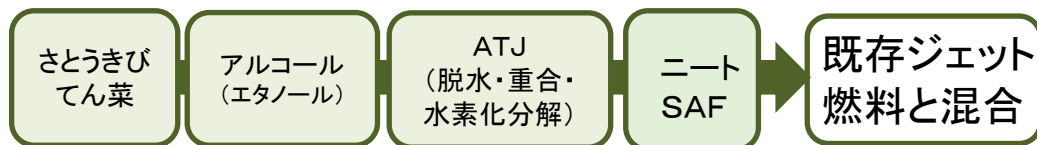
- 政府
- ・国土交通省
 - ・資源エネルギー庁
 - ・環境省
 - ・農林水産省 等
- ↓
- ・事業の核となる担ぎ手を創出
 - ・地産地消でのS A F供給・利用拡大

航空業界におけるCO₂削減への寄与、国境離島における代替の効かないさとうきび生産の維持

IV-7. 調査結果概要

- ◆ 新型コロナの影響を受ける前の2019年、さとうきび、てん菜が生産されている地域に離発着する航路区分ごとの需要量は、沖縄で約86万kL、鹿児島で約7万kL、北海道で約91万kLで、これらの一部が現地で給油されている状況。
- ◆ R3年度のさとうきびの生産量を基に、仮に砂糖を全く生産せず、その全てをATJによるSAF製造に仕向けた場合のニートSAF製造量を試算すると、約16万kLに相当。また、島ごとに、生産量の全てをSAF製造に仕向けた場合、作付規模の小さい島で0.25万kL、作付規模の大きい島で1.6万kLに相当。
- ◆ さとうきびを原料としたATJによる国産SAF製造コストは487～815円/Lと、国内製造SAFに比べて2.0～3.3倍と高い状況。

○ 調査対象としたSAFの製造プロセスATJ(Alcohol To Jet)



○ さとうきび等の全量をSAF製造の原料に仕向けた場合の供給可能数量(試算)

地域	原料生産量	ニートSAF製造量※1	需要量
沖縄・鹿児島	さとうきび145万 t ※2	→ 約16万kL ※3	沖縄:86.4万kL 鹿児島:7.3万kL
北海道	てん菜335万 t	→ 約48万kL	90.5万kL

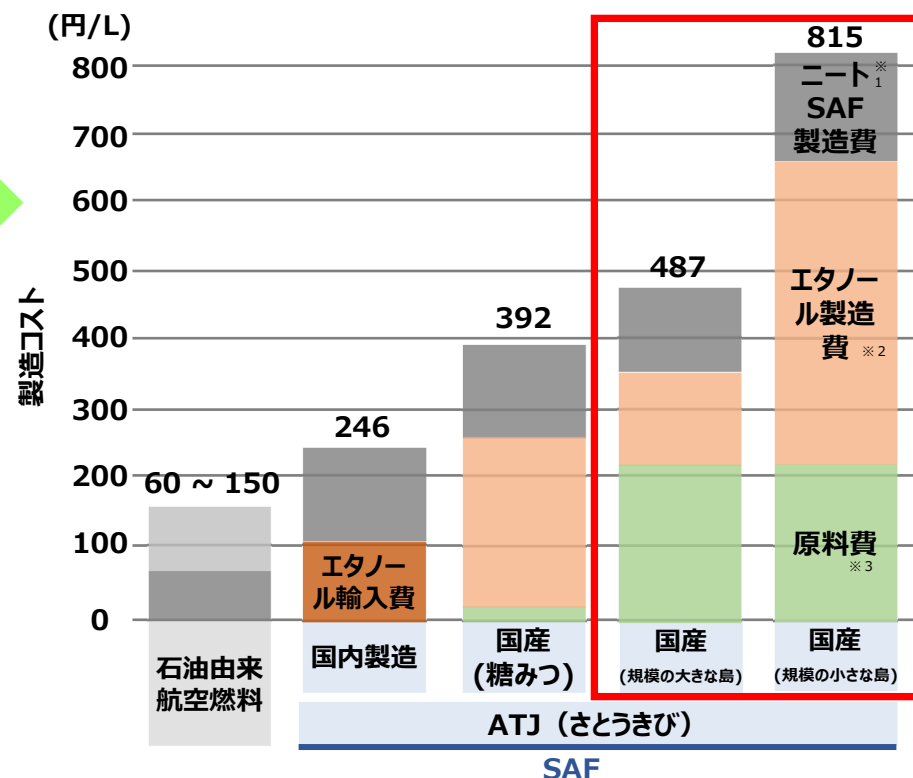
○ さとうきびの島ごとの生産量をSAF製造に仕向けた場合の供給可能数量(試算)

地域	原料生産量	ニートSAF製造量
規模の大きな島	さとうきび14.7万 t ※2	→ (A)約1.6万kL ※3
規模の小さな島	さとうきび2.3万 t	→ (A)約0.25万kL

資料：株式会社日本総合研究所作成（令和4年度農林水産省食料・農業・農村政策企画調査）

- ※1：さとうきび又はてん菜を原料としたATJによりSAF製造した場合
 ※2：沖縄・鹿児島は黒糖分も含む（島ごとのものには黒糖分を含まない）
 ※3：当該さとうきび生産量から砂糖を生産した場合に生じる、全ての糖みつからSAF製造した場合は、約0.6万kLのニートSAFに相当

さとうきび等を原料とした国産SAF製造コスト(試算)



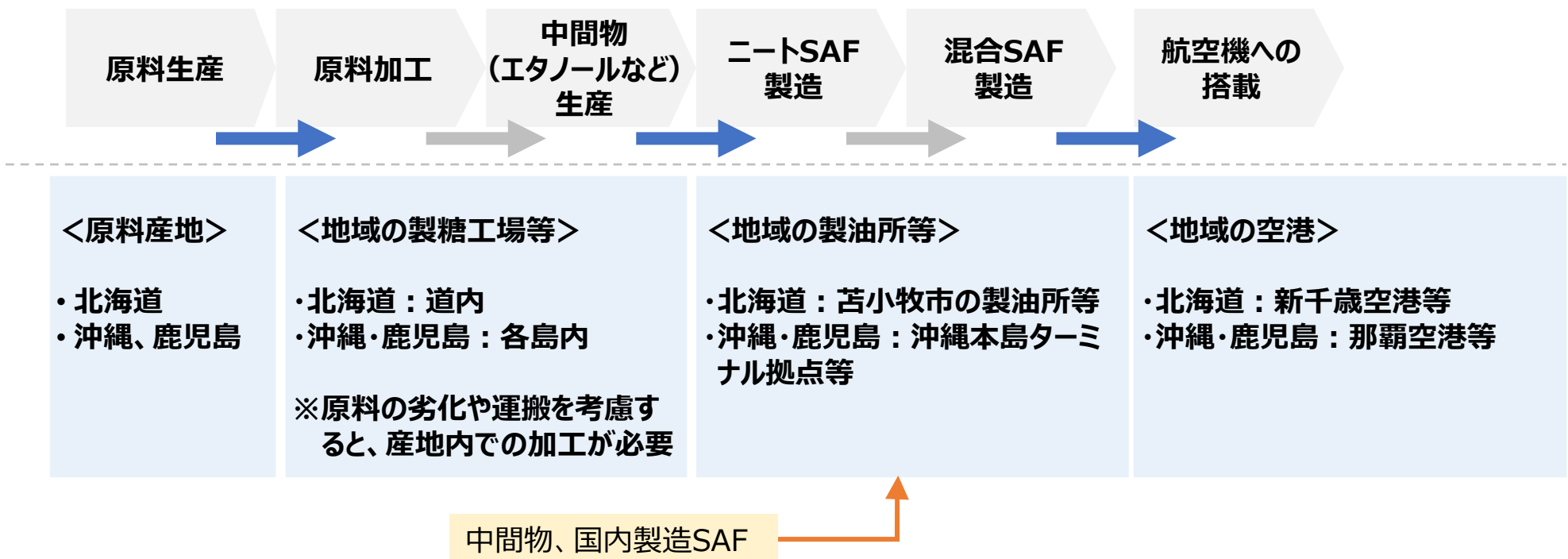
資料：株式会社日本総合研究所作成（令和4年度農林水産省食料・農業・農村政策企画調査）

- ※1：国内製造SAFに係る製造コスト、国産SAF製造に係るニートSAF製造費は、World Economic Forum「Clean Skies Tomorrow」
 ※2：国産SAFに係るバイオエタノール製造費のうち糖液製造までの経費は、製糖工場の製造コストで試算、これ以外の経費は、過去の実証の結果を活用した試算値で近年における資材費等の高騰は考慮していない。
 ※3：原料費は砂糖向け原料の手取りと同水準として試算。国産(糖みつ)の原料費はさとうきびから砂糖を生産した際に生じた糖みつの価格

IV-8. さとうきび等を原料とする国産S A Fの地産地消モデル

- ◆ 現在、我が国におけるSAF供給は、国際線就航空港において優先的に検討されているものの、ICAO（国際民間航空機関）長期目標の「2050年にカーボンニュートラルの実現」に向けては国内線の離発着が多い地方空港における取組も重要であり、国産SAFの地産地消モデルもSAFの供給手法の一つとして考えられる。
- ◆ 加えて、さとうきびが生産されている沖縄県は、国際物流拠点としても機能。
- ◆ 当該地産地消モデルの構築に当たっては、さとうきび等を原料とする国産SAFの製造コストや供給可能な数量を踏まえれば、国内製造SAFの一部に国産SAFを混合するサプライチェーンを検討していくことも必要。

○さとうきび等を原料とする国産SAF地産地消モデルのサプライチェーン（イメージ）



IV-9. 砂糖の需要拡大運動（「ありが糖運動」等の取組）

- ◆ 農林水産省では、平成30年より、砂糖の正しい知識の普及や砂糖の需要拡大を応援する「ありが糖運動」を展開。
- ◆ また、令和4年度からの原料原産地表示の本格施行を契機とした、国内製造砂糖への置替え等を促す取組を支援。
- ◆ さらに、砂糖の約3割が仕向けられ最大の需要先となっている菓子については、近年、中国等アジアを中心に輸出が増加しており、更なる輸出拡大の取組を促進。
- ◆ このほか、甘味資源作物の将来的な他用途利用の可能性を探るため、世界的に需要が高まっているSAFへの活用可能性について調査・検討。

「ありが糖運動」



たいせつな人に
「ありが糖」

© 2019 農林水産省

➤ 公式SNS等を通じた情報発信

(アンバサダー17名、39団体・約260企業が参画)



➤ 関係者による主体的な取組を後押し

JAグループ北海道
＜天下糖プロジェクト＞

精糖工業会等
＜シュガーチャージ推進協議会＞

砂糖に甘くない時代だから。



砂糖需要拡大への支援

砂糖等の新規需要拡大対策事業(令和4年度補正予算:50億円の内数)

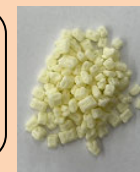
- ・ 最終製品メーカーにおける加糖調製品から国産砂糖（国産加糖調製品）への置替え等を促すため、砂糖製造企業と中間製品メーカー等による共同した取組を支援。

＜支援メニュー＞

- ・ 加糖調製品に係るニーズ調査
- ・ 国産の加糖調製品の開発
- ・ 販路拡大のためのマッチング・PR
- ・ 甘味資源作物の他用途利用 等

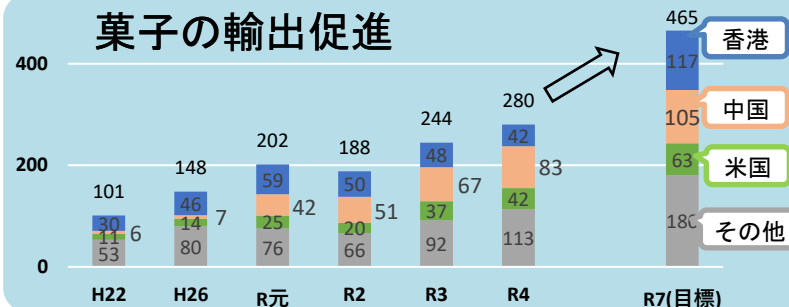


（乳原料代替のクリーム原料需要に対応するため、おからを原料としたジェラート等向け中間原料を開発）



（結晶の大きい砂糖をチョコレートコーティングした製菓向け中間原料を開発）

菓子の輸出促進



新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年は188億円に留まったが、令和3年は244億円、令和4年も280億円（対前年比+15%）と増加した。特に中国は16億円の増加（同+23%）、米国も5億円の増加（同+13%）となった。

甘味資源作物の将来的な他用途利用の可能性

- ・ CO₂等の温室効果ガスの排出削減のため、バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料（SAF：Sustainable Aviation Fuel）の活用等が国際的に求められており、国内航空でも、2030年時点で航空燃料の使用量の10%をSAFに置き換える目標。
- ・ 国産SAFへの原料供給に向け、将来的な甘味資源作物の活用可能性について調査・検討。



IV-10. 砂糖の需要拡大に向けた菓子の輸出の取組

- ◆ 砂糖は菓子類、飲料、パン等幅広い食品の製造に必要な基礎原料であり、中でも菓子については砂糖が原材料の約3割を占めており、砂糖の最大の需要先。このため、砂糖の消費拡大に向けては菓子等による需要拡大が重要であり、海外マーケットの取り込みを含めた対応が求められる。特に、品質の高い日本の菓子の輸出は将来的に増大が期待される。
- ◆ 菓子の輸出は令和元年に202億円、令和2年は新型コロナの影響もあり、188億円に留まったものの、令和3年には244億円、令和4年には280億円まで拡大。
- ◆ 輸出目標の達成に向け、GFP(※)加工食品部会において各品目の課題を抽出し、品目団体の育成、輸出プロジェクト形成等を支援。(※) GFPとは農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクト。Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称。

○ 菓子の輸出額目標

国名※	令和4年実績	令和7年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・施策
香港、中国、米国など	280億円	465億円	【課題】 「販路開拓のための取引の確保」、「現地ビジネスパートナーの確保」、「現地の規制(添加物、表示等)への対応」等 【施策】 「セミナー等の開催」、「海外プロモーション、ブランドの確立、海外規制情報の収集等に必要な経費の支援」、「主要輸出先国の代替添加物早見表の作成・公開」

※ 当該品目における主な輸出ターゲット国・地域

○ 菓子の国・地域別内訳（令和4年）

	国名	輸出額(量)	輸出額構成比
1	中華人民共和国	82.6億円(5,224トン)	29.5%
2	香港	42.4億円(2,697トン)	15.2%
3	アメリカ合衆国	41.8億円(2,438トン)	14.9%
4	台湾	33.9億円(2,406トン)	12.1%
-	その他	79.1億円(5,742トン)	28.3%
-	世界	279.9億円(18,507トン)	100%

財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○ 菓子製造業者による輸出の取組事例

【A社の事例：輸出額が約1.7倍(890万円アップ)】

1,307万円(平成30年) → 2,197万円(令和3年)

・輸出品目：サブレ、クッキー等

・主な輸出先：中国、香港、シンガポール、米国等

・特徴：砂糖、小麦粉、乳の原材料はすべて北海道産にこだわる。北海道を強調したパッケージで、北海道商品の引き合いが強いアジア圏を中心に輸出。



【B社の事例：輸出額が約1.5倍(2000万円アップ)】

4,000万円(令和2年) → 6,000万円(令和4年)

・輸出品目：大福、わらび餅、白玉ぜんざい等

・主な輸出先：香港、米国、中国、マレーシア等

・特徴：冷凍時に品質を落とさない冷凍技術の活用により、賞味期限を延長することで海外進出。日本産ならではの品質の高さを強みとして、あんこやもちに馴染みがある東アジア圏を中心に輸出。



V 加糖調製品に係る関税改正要望の概要

V-1. 関税審での意見・答申を踏まえた対応方向（案）

- 輸入加糖調製品と国産の砂糖の価格差が依然として存在している状況を確認した上で、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、国産の砂糖の競争力強化を図る観点から、TPP11税率の設定状況に応じて、加糖調製品の暫定税率を引き下げ、両者の価格差を埋めるため、令和6年度においても、引き続き関税改正の要望を行う必要がある。
- 糖価調整制度は、調整金負担という実需者負担型の仕組みであるからこそ、国産の砂糖価格を引き下げることで国民負担の軽減を図り、消費者から支持されることが重要である。このため、
 - ・生産者、製糖業者のそれぞれが生産・製造コストの削減に向けた不断の努力を進めること
 - ・加糖調製品からの調整金収入を国産の砂糖の支援に充当することを通じて、国産の砂糖の買いやすい環境を整備する必要がある。
- また、中長期的な観点から、糖価調整制度の持続的な運営に向けては、原料原産地表示の施行に伴う国産の砂糖への切替えや菓子類の輸出の拡大等を通じて、砂糖の需要拡大を図ることが基本となるが、
 - ・砂糖消費量の減少が続く状況にあって、制度の存続が危ぶまれる中、輸入糖と国内産糖のバランスの確保
 - ・具体的には、砂糖供給量に占めるてん菜糖のシェアが高まっている中、てん菜生産を支える糖価調整制度の砂糖勘定が悪化するとともに、てん菜糖業の在庫量も増大している状況を踏まえ、令和8砂糖年度にてん菜糖の国内産糖交付金の交付対象数量を55万トンとするとともに、てん菜生産の一部を加工用ばれいしょや豆類などの需要のある作物への転換を図ることで、北海道畑作における輪作体系を継続しながら、将来に渡り持続的なてん菜生産を進めること
 - ・また、異性化糖調整金について、その用途等の現状を踏まえて運用の見直しを行うこと
 - ・さらに、砂糖消費量が減少を続ける中、国内のさとうきび等を原料としたバイオジェット燃料等の持続可能な航空燃料(SAF)を含む甘味資源作物の多用途への利活用について、離島地域や業界の活性化を念頭に置きつつ、その実現可能性を広く検討すること等が必要である。
- これらの取組を進めていくことを基本としつつ、甘味資源作物から製造される砂糖は、国民に消費されることを通じ、国境離島における代替の利かないさとうきび及び我が国最大の畑作地帯の輪作体系の維持に欠かせないてん菜の生産を支えており、単に経済合理性のみでは評価できない背景を有していることに留意する必要がある。

V-2. 加糖調製品に係る令和6年度関税改正要望の概要

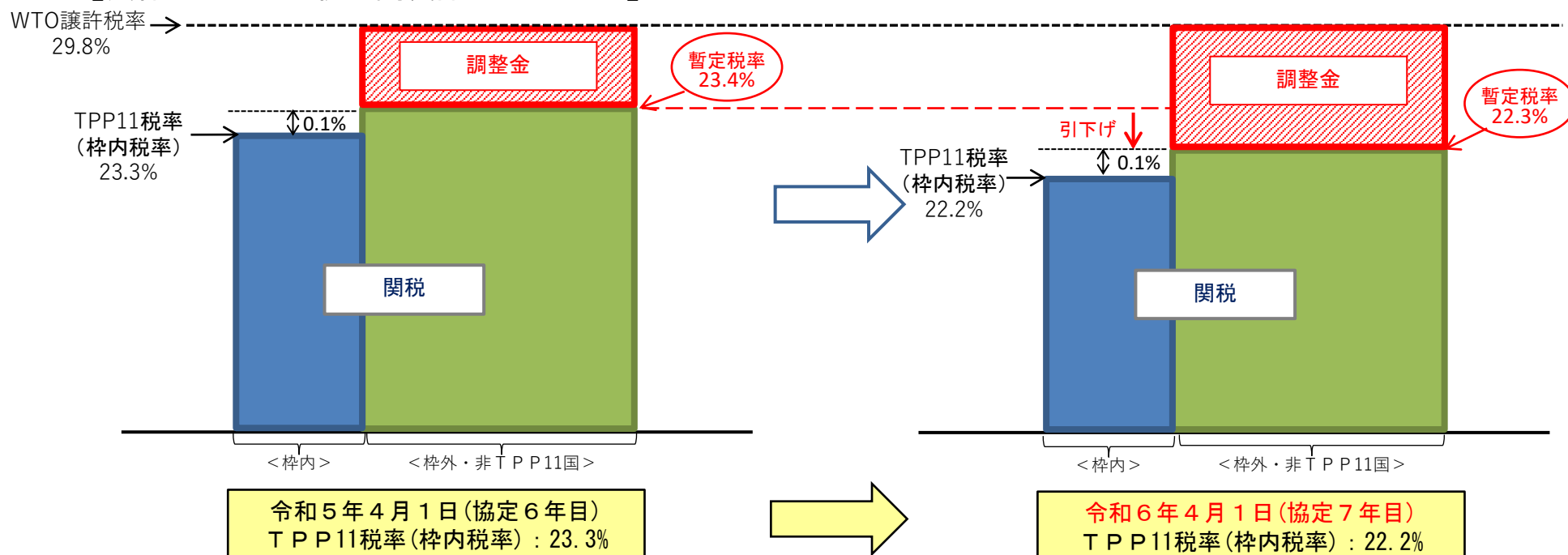
令和5年度改正の概要

- ◆ TPP11交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち6品目について、令和4年度のTPP11税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう暫定税率の引下げ及びそれ以外の14品目(枠内即時無税品目)について、暫定税率の延長を措置。

令和6年度改正の要望内容

- ◆ 検証結果を記載。
- ◆ このため、加糖調製品からの調整金収入を確保することにより、輸入加糖調製品と国産の砂糖との価格差を縮小するため、令和5年度のTPP11税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。

【具体的イメージ: 粉乳調製品 (1901.90-219)】



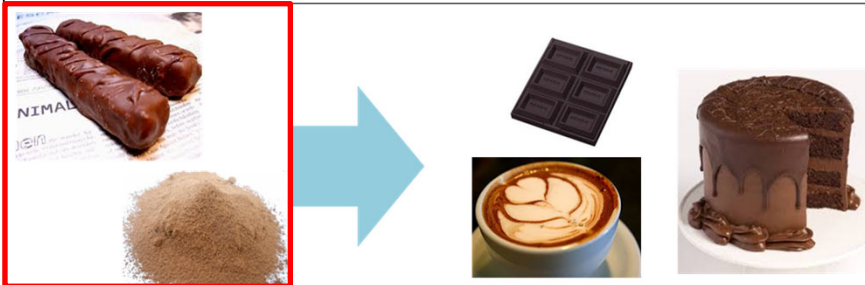
VI 參考資料



(参考1) 加糖調製品の例

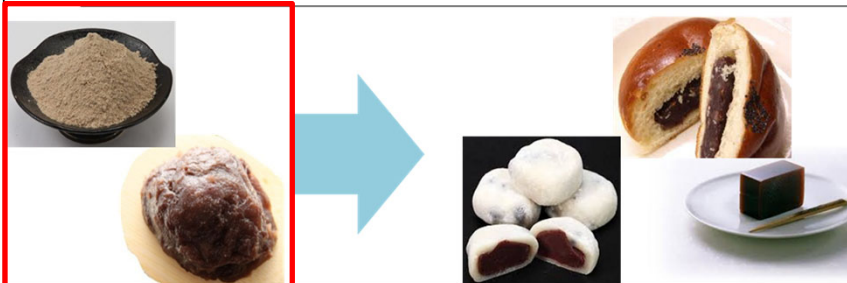
■ ココア調製品

→ 砂糖とココア粉の混合物、チョコレート菓子の半製品等
【使途: 菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】



■ 調製した豆

→ 砂糖と小豆の混合物等
【使途: 和菓子原料(加糖餡)等】



■ コーヒー調製品

→ 砂糖とコーヒーエキス、インスタントコーヒーの混合物等
【使途: インスタントコーヒー、菓子類・パン原料等】



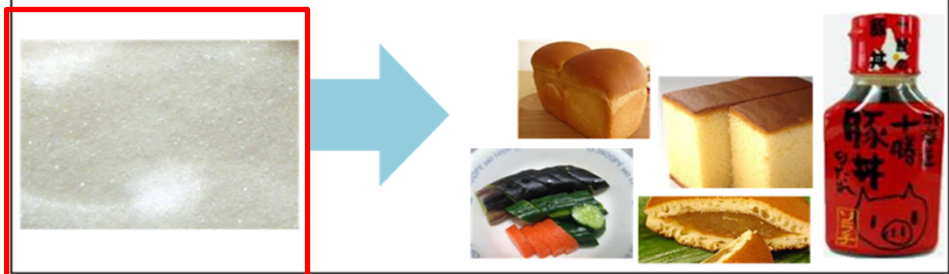
■ 粉乳調製品

→ 砂糖と粉乳の混合物等
【使途: 缶飲料、粉ミルク、アイスクリーム原料等】



■ その他の調製品

→ 砂糖とソルビトール(甘味料)の混合物、砂糖と塩の混合物等
【使途: 菓子類、パン、漬け物、調味料原料等】
(ソルビトールと砂糖の調製品は砂糖と同様に幅広く使用可能)



 が加糖調製品

(参考2) TPP11、日EU・EPAの合意内容

- ◆ 粗糖・精製糖については、糖価調整制度を維持。
- ◆ 砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、
 - ①世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠を設定。
 - ②チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

品目/WT0譲許税率	TPP11の合意内容	日EU・EPAの合意内容
粗糖 71.8円/kg	・ 現行の糖価調整制度、関税を維持。 ・ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。 ・ 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。	・ 現行の糖価調整制度、関税を維持。 ・ 新商品開発用の試験輸入に用途限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
精製糖 103.1円/kg		
加糖調製品 29.8%(加糖ココア粉) 25.0%(砂糖菓子) 10.0%(チョコレート菓子)等	・ 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 ・ 品目ごとに関税割当枠を設定(品目ごとに6～11年目に枠数量を固定)。 ・ 枠内は無調整金。 ・ 砂糖との競合がより大きい品目については、枠数量を抑えるとともに枠内税率を一定程度維持。	・ 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 ・ 品目ごとに関税割当枠を設定(11年目に枠数量を固定)。 ・ 枠内は無調整金。 ・ 砂糖菓子・チョコレート菓子などの製品やココア調製品は、段階的に11年目に関税撤廃。

（参考3）TPP11税率のステージング一覧（調整金対象加糖調製品6品目）

品名 (税番)	WTO 譲許税率	1年目 (協定発効)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目 以降
		2018 (年度)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029～
ココア粉 (1806.10-110)	29.8%	28.4%	27.0%	25.7%	24.3%	23.0%	21.6%	20.3%	18.9%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9%
ココア調製品 (液・粉・粒状、2kg超) (1806.20-121)	28%	26.9%	25.9%	24.9%	23.9%	22.9%	21.8%	20.8%	19.8%	18.8%	17.8%	16.8%	16.8%
粉乳調製品 (ミルク30%未満) (1901.90-219)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%
コーヒー調製品 (コーヒーエキス等) (2101.11-110)	24%	21.6%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
その他の調製品 (たんぱく質濃縮物等) (2106.10-219)	21%	19.0%	17.1%	15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%
粉乳調製品 (乳糖、乳たんぱく又は 乳脂肪含有) (2106.90-284)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%

(参考4) 加糖調製品に係る令和5年度関税改正要望の概要

関税・外国為替等審議会関税分科会
(令和4年10月提出資料)

令和4年度改正の概要

- ◆ TPP11交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち6品目について、令和4年度のTPP11税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう暫定税率の引下げ及びそれ以外の14品目(枠内即時無税品目)について、暫定税率の延長を措置。

令和5年度改正の要望内容

- ◆ 暫定税率引下げ対象の6品目について、TPP11加盟国の輸入シェアの上昇、また一部の加盟国では輸入量が急伸するなど、今後の輸入増の脅威は高まっている。
- ◆ TPP11発効以降の調整金収入は、暫定税率の引下げ等により、当該収入を原資とした軽減措置により、実質的に国産の砂糖価格が抑制され、消費者に一定のメリット。しかしながら、両者の間には依然として大きな価格差が存在。
- ◆ このため、加糖調製品からの調整金収入を段階的に増加させつつ、確実に確保し、今後もその価格差を縮小していくためにも、令和5年度のTPP11税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。
- ◆ 加えて、糖価調整制度の持続的な運営に向け、甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化や、輸入原料糖と国内産糖のバランスなど中長期的な在り方の検討を進めており、これらの取組とともに、国産の砂糖の競争力強化を図るための暫定税率の引下げ等を要望。

【具体的イメージ：粉乳調製品(1901.90-219)】

